

【特集】

令和7年度税制改正 の評価と検討

令和7年度税制改正では、「『賃上げと投資が牽引する成長型経済』への移行に対応し、またそれを更に発展させていくための税制改正を最重点事項とした。」(同大綱)とし、さらには与党の修正を経て、物価上昇局面における税負担の調整の観点からの所得税基礎控除等の見直しや、老後に向けた資産形成を促進する観点からのiDeCo拠出限度額の引上げ、地域経済の好循環を生み出す観点からの中小企業税制の見直し等のほか、グローバル・ミニマム課税の法制化、消費税の外国人旅行者向け免税制度の見直し等が行われる。

そこで本特集では、令和7年度税制改正の内容について、ポイントとなる項目ごとに分けて解説・検討を行った。

1—103万円の壁を巡る議論の顛末●酒井克彦

2—所得課税●柴原 一

3—資産課税●鹿志村 裕

4—消費課税及び納税環境整備●佐藤幸一

5—法人課税●中村慈美

6—国際課税●吉村政穂

1 103万円の壁を巡る議論の顛末

酒井克彦◎ 中央大学法科大学院教授

はじめに

名目ベースの経済成長が認められる主要諸外国に比して、この30年間の我が国の物価上昇率は1.1倍とほぼ横ばいで、平均賃金も変わっていない状況が続いた。この30年で米国の名目 GDP（国内総生産、現地通貨ベース）は約4倍、英国は約3.5倍、フランスは約2.5倍に増えた。日本のそれは2割増にすぎず、主要7か国（G7）で最も低い。米英では、物価がほぼ2倍、賃金上昇率も2.5倍前後に上昇したのに比して、我が国では、物価も賃金もほとんど動かなかった。これが課税最低限（いわゆる103万円の壁）の固定化につながったとみてもよからう。

本稿は、この103万円の壁と呼ばれるものを巡る議論の整理を目的としている。

さて、そもそも「103万円の壁」という表現がその本質を表しているのか否かという問題が、本稿における検討前の論点として所在する。103万円の壁と呼ばれているものを課税最低限の議論として捉えたとすれば、そもそも「壁」などという表現は正しくなく、税率0%の次のブラケットが5%となるので、「壁」というよりは「坂」と表現した方がよさそうである。他方、それを扶養控除の適用

要件の観点から眺めると、クリフエフェクト（断崖絶壁効果）を帯有しているので「壁」といってもよからう。かように考えると、「103万円の壁」という表現自体が、納税者本人の課税問題として議論しているのか、それとも労働調整などが問題となる扶養控除論として議論しているのかという点での混乱を招来する火種となっているともいえよう。

また、103万円自体が所得金額ベースの議論ではないこと、給与所得控除額と基礎控除額の合算された金額であることから、かかる議論の中心が給与所得者に限定される問題として展開されるべきなのか、それとも全納税者を対象とした基礎控除の議論として展開されるべきなのかという点においても整理がなされなければならない。このことは、103万円の引上げに関する理論的背景についての関心に牽引される。果たして、かかる議論は、景気喚起を促すための景気浮揚策としてのものなのか、物価上昇の中における生活者支援ないし最低生活保障としてのものなのか、さらにいえば一部の野党が主張するようなアルバイト学生等の若者に向けた施策なのであろうか（この文脈からは学費無償化で乗り越えるべきとの異なるルートへのバイパス論も浮上する。）。

そもそも、ひとり103万円の議論だけを独立させて論ずることにどれほどの論理性があ

るのかという点も忘れてはならない。すなわち、かかる議論は、全体の構造の見直しをした上での租税負担の歪みを是正するという視座の一部面として議論をする必要があるようにも思われるのである。例えば、いわゆる金融所得に対する課税の逆転現象（いわゆる1億円の壁）の解消問題や、租税特別措置法の見直し、退職所得課税の見直しとのセット論などとして税制全体を横断する問題関心が惹起されるべきかもしれない。もっとも、論点の拡張は解決への検討時間の伸長を意味することから得策ではないとしても、このことは、基礎控除、扶養控除や給与所得控除のみならず、少なくとも配偶者控除や障害者控除等の人的控除にも大きな影響を及ぼすことになろう。前述のとおり、生活者支援という側面から議論を展開するのであれば、社会保険料の負担論などを避けて論じることはできそうにない。そもそも、政府は税と社会保障の一体改革を展開してきたのである。他方、社会保険料の負担に関しては、租税論とはやや

事柄の性質を異にし、単なる負担者問題や負担額の問題にとどまらず、構造的に互助制度の在り方や保障範囲の在り方に影響を及ぼす深慮ある議論が要請されよう。

かくして、ひとり103万円の議論はそれ自体を、ポピュリズム的にワンイシューとして、あるいはスタンドアロンの取り上げるべき論点であるとは到底思えず、解決されなければならないいくつかの問題を多元的に検討していかなければならないものであるといえよう。仮に、この議論を狭小化して、これを基礎控除のみの議論であると位置付け得たとしても、そもそも、基礎控除を憲法25条の文化的最低限の生活保障のためのものとして位置付けることの是非から検証されなければならないようにも思われるのである。

図表 1

	改正前		改正後	
	適用要件	控除額等	適用要件	控除額等
給与所得控除		最低保障額 55万円		最低保障額 65万円
基礎控除	本人の合計所得2,400万円以下 2,400万円超2,450万円以下 2,450万円超2,500万円以下	48万円 32万円 16万円	本人の合計所得2,350万円以下 2,350万円超2,400万円以下 2,400万円超2,450万円以下 2,450万円超2,500万円以下	58万円 48万円 32万円 16万円
配偶者控除	同一生計配偶者の合計所得金額 48万円以下	38万円	同一生計配偶者の合計所得金額 58万円以下	38万円
配偶者特別控除	同一生計配偶者の合計所得金額 48万円超133万円以下	38万円～3万円	同一生計配偶者の合計所得金額 58万円超133万円以下	38万円～3万円
扶養控除	扶養親族の合計所得金額 48万円以下	38万円～63万円	扶養親族の合計所得金額 58万円以下	38万円～63万円
特定親族特別控除 (仮称)	—		19歳以上23歳未満の扶養親族 の合計所得金額（青専以外） 58万円超～123万円以下	63万円～3万円
障害者控除	同一生計配偶者及び扶養親族の 合計所得金額 48万円以下	27万円～75万円	同一生計配偶者及び扶養親族の 合計所得金額 58万円以下	27万円～75万円
寡婦控除	扶養親族の合計所得金額 48万円以下	27万円	扶養親族の合計所得金額 58万円以下	27万円
ひとり親控除	生計を一にする子の 合計所得金額 48万円以下	35万円	生計を一にする子の 合計所得金額 58万円以下	35万円
勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額 75万円以下	27万円	勤労学生の合計所得金額 85万円以下	27万円
家内労働者の特例		55万円		65万円

I 令和7年度税制改正

1 令和7年度税制改正大綱

まず、令和7年度税制改正大綱における各種控除（人的控除を中心とした部分）についてのみ確認をすることとしよう（図表1中の下線が変更部分）。

図表1に示すように、令和7年度税制改正大綱において政府与党が給与所得控除額・基礎控除額や各種控除の適用要件を10万円引き上げる案を提出したものの、野党からの理解を得られず、基礎控除についてはその後修正案が再提案されることとなった。

2 令和7年度税制改正大綱とその後

前述のとおり、基礎控除についてはその後政府が修正案を提示した（図表2）。年収が低い者ほど控除額が大きくなるという方式に

図表2

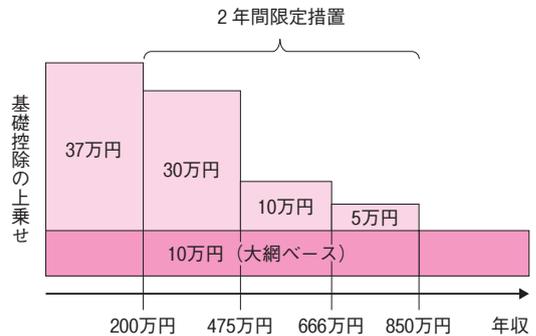
年収 (給与収入金額)	所得者本人の 合計所得	新基礎控除 額	令和6年分 まで
200万3,999円以下	132万円以下	95万円	48万円
475万1,999円以下	336万円以下	88万円※	
665万5,556円以下	489万円以下	68万円※	
850万円以下	655万円以下	63万円※	
2,545万円以下	2,350万円以下	58万円	
2,595万円以下	2,400万円以下	48万円	
2,645万円以下	2,450万円以下	32万円	
2,695万円以下	2,500万円以下	16万円	
2,695万円超	2,500万円超	0円	

※ 令和7年、8年分までの時限措置▶時限措置が切れると「58万円」

より、それぞれ上乗せする額が設定されたところ、年収200万円～850万円の者の基礎控除の引上額のかかる上乗せ策は「2年間限定」という時限的な措置とされた。

なお、給与所得控除と基礎控除以外の部分については政府の当初案が維持されることとなった。

図表3



金子宏東京大学名誉教授は、「人的控除の水準は、財政事情さえ許せば、生活保護の水準に合わせるべき」とされていたが⁽¹⁾、ここにいう年収約200万円の者に手厚く基礎控除を設けることとした基準の取り方は、最低賃金で1週間に40時間働く者の年収を200万円とし、東京都の生活保護支給額約160万円に基礎控除（95万円）と給与所得控除（65万円）を合致させるレベル感で計算されたようである。そうであるとする、人的控除に関する論脈ではあるものの金子教授が示した生活保護水準論⁽²⁾に接近したものとみることができるかもしれない。ただし、同教授はかかる見解を「財政事情」が許されることを前提とした議論とされている。この点は後述しよう。

(1) 金子宏『租税法〔第24版〕』213頁（弘文堂2021）。

(2) 金子宏教授は、「生活保護費の内容が不合理なものでない限り、人的控除の金額はできるだけ生活保護費の金額に合わせるのが合理的である。」とされる（金子『租税法理論の形成と解明〔上巻〕』549頁（有斐閣2010）。阿部泰隆「個人所得税課税最低限度のあり方」法時59巻3号56頁（1987）も参照。

Ⅱ 103万円の壁の意義 ——基礎控除は憲法25条の要請か

まず、そもそも基礎控除は文化的最低限の生活を保障するためのもの（以下、このような見解を便宜的に「最低生活保障説」と呼ぶ。）といえるのかという疑問が惹起される。

いわゆる103万円の壁問題を機縁として、給与所得控除や基礎控除が注目を浴びることになった。とりわけ、基礎控除とはいかなる意味を有するのかという点についての関心を集めることにもなった。野党の一部は、給与所得者の得る収入金額ベースで103万円を超えると所得税が課されることに対する疑問を呈している。そして、103万円の壁を打ち破るために、基礎控除額の引上げが重要であるとする旨を主張している。

かかる議論において、多くの論者は、所得税法上の給与所得控除（所法28②③）や扶養控除（所法84）の在り方に加えて、基礎控除（所法86）のあるべき姿についても言及しており、かかる控除が憲法25条の要請する文化的な最低限度の保障を担保するための規定で

あることを前提とした議論や論説が展開されることもある⁽³⁾。

さて、果たして、基礎控除は本当に憲法25条1項の要請する文化的な最低限度を保障するためのものなのであろうか。金子宏教授は、基礎控除だけではなく、それに配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除を併せた人的控除全体を指して生存権保障の租税法における現れであるとされる⁽⁴⁾⁽⁵⁾。また、基礎控除の創設に関して、当時の櫻内幸雄大蔵大臣は、基礎控除に生活最低限を保障するという考えを考慮しているかどうかについて、そのような意味が含まれていないとはいわないが、負担の緩和をすることを主眼としたのであって、家族控除（当時）も同様にその実体を考慮して、負担の緩和を目標として決定したものであり、生活最小限度ということは、一番主要な要素とは考えていない旨答弁している（帝國議会衆議院委員会議録昭和篇120第75回議会1939, 140頁）⁽⁶⁾。

果たして、最低生活保障説が必然的に採用されるべきとの結論にはなりそうにない。もっとも、この点は措くとして、最低生活保障説を採用するとした場合についてもさらに考慮しなければならない財源問題が惹起される。

(3) 三木義一青山学院大学名誉教授は、「憲法は第25条で『健康で文化的な最低限度の生活』を保障し、…所得のある者には最低生活費を控除することを命じている。これが…基礎控除である。」とされる（三木『日本の税金』34頁（岩波新書2003））。同旨として、北野弘久『税法学原論〔第4版〕』129頁（青林書院2000）。

(4) 金子・前掲注（1）209頁。水野忠恒『大系租税法〔第5版〕』331頁（中央経済社2024）、谷口勢津夫『税法基本講義〔第7版〕』369頁（弘文堂2021）も同旨。

(5) その他、この辺りの議論として、新井隆一「給与所得課税・所得控除の問題点」金子宏編『所得税の理論と課題〔2訂版〕』121頁（税務経理協会2001）、岡村忠生「所得税改革と課税最低限」税通54巻12号17頁（1999）、佐々木潤子「所得税法における課税最低限と最低生活費（1）（2・完）」民商117巻1号35頁、2号216頁（1997）、谷山治雄「課税最低限に関する諸問題」税制研究38号32頁（1998）、駒村康平「最低所得保障制度の確立」同編『最低所得保障』219頁（岩波書店2010）、田中聡一郎「課税最低限と社会保障」同書175頁なども参照。

(6) また、当時主税局の立案担当者であった田口卯一氏は、基礎控除については、最低生活費を償うに足りるものでなければならないとの主張に対して、所得税の負担は基礎控除のほか、扶養控除、勤労控除、税率の決め方等全てを総合したところで、実際の負担額を勘案すべき旨主張している（田口『最新所得税法詳解』15頁（双珠社1950））。

III 財源論

1 憲法25条の実現部面における財政制約

仮に、最低生活保障説を採用するとした場合に、財源論は考慮されなくてよいのであろうか。この点を考えるに当たって参考となり得る重要判例としていわゆる堀木訴訟最高裁昭和57年7月7日大法廷判決（民集36巻7号1235頁）を挙げることができよう。

同最高裁は、「憲法25条の規定は、国権の作用に対し、一定の目的を設定しその実現のための積極的な発動を期待するという性質のものである。しかも、右規定にいう『健康で文化的な最低限度の生活』なるものは、きわめて抽象的・相対的な概念であって、その具体的内容は、その時々における文化の発達の程度、経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決定されるべきものであるとともに、右規定を現実の立法として具体化するに当たっては、国の財政事情を無視することができず、また、多方面にわたる複雑多様な、しかも高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とするものである。〔下線筆者〕」としている。

また、いわゆる総評サラリーマン訴訟最高裁平成元年2月7日第三小法廷判決（集民156号87頁）も同旨の判断を示しており、多くの裁判例では、財政事情をも踏まえたところで立法裁量権を論じるべきとしている⁽⁷⁾。

少なくとも、立法裁量領域においては財政問題は度外視できないとするのが我が国の判例の立場であるとみてよからう。

2 最低生活保障説の下での判断指標

(1) 最低賃金基準説と物価基準説

仮に、最低生活保障説を採用するとした場合においても、最低生活の基準をいかに判断すべきかという大きな問題が立ち上がる。

野党の一部は、最低賃金を基準として、基礎控除額及び給与所得控除額の最低ラインを検討すべきとの主張を展開する（以下、便宜的に「最低賃金基準説」という）。例えば、国民民主党が発出する「給料・年金が上がる経済を実現」（政策各論1）によると、「1995年からの最低賃金の上昇率1.73倍に基づき、基礎控除等の合計を103万円から178万円に引き上げます。」としている⁽⁸⁾。これに対して、政府税制調査会はこれらの控除額の在り方として、物価を基準として議論が展開されるべき旨を主張していた。

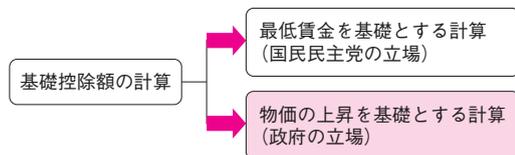
政府は、令和6年11月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（以下「新総合経済対策」という。）において、最低賃金の引上げについて「2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け」たゆまぬ努力を継続するとしているが、仮に、政府が最低賃金基準説を採用するとなれば、最低賃金が1,500円に達した場合にはそれを基準とした基礎控除等の額に引上げを行っていくことをも意味することになるろう。

(7) 広島高裁昭和55年3月19日判決（行集31巻3号473頁）、最高裁昭和60年3月27日大法廷判決（民集39巻2号247頁）、横浜地裁平成4年9月30日判決（行集43巻8号9号1221頁）、大阪高裁平成10年4月14日判決（訟月45巻6号1112頁）、東京高裁平成19年6月28日判決（判タ1265号183頁）、福岡高裁平成20年10月21日判決（判タ1294号98頁）、最高裁平成23年9月30日第二小法廷判決（集民237号519頁）、神戸地裁平成24年11月27日判決（税資262号順号12097）、広島地裁平成3年1月30日判決（行集42巻1号184頁）、東京地裁令和3年5月27日判決（税資271号順号13570）など多数。

(8) 国民民主党 HP（<https://new-kokumin.jp/policies/specifics/specifics1>〔令和7年3月20日訪問〕）。

前述のとおり、新総合経済対策の最低賃金施策を前提とすると、実現には2029年度まで年平均で7.3%の引上げが必要となる。最低賃金基準説を採用すれば、物価の伸び率以上に非課税枠が広がり、租税負担の過度な軽減につながるおそれがあるという不安論が浮上する。

図表 4



そこで、政府税制調査会は、最低賃金基準説を採用することなく、上述のとおり、物価の上昇率をベースに基礎控除等を引き上げる提案を行った（以下、便宜的に「物価基準説」という。）⁽⁹⁾。

すなわち、令和7年度与党税制大綱は、「わが国経済は長きにわたり、デフレの状態が続いてきたため、こうした問題が顕在化することはなかったが、足元では物価が上昇傾向にある。一般に指標とされる消費者物価指数（総合）は、最後に基礎控除の引上げが行われた平成7年から令和5年にかけて10%程度上昇し、令和6年も10月までに3%程度上昇しており、今後も一定の上昇が見込まれる。また、生活必需品を多く含む基礎的支出項目の消費者物価は平成7年から令和5年にかけて20%程度上昇している。こうした物価動向を踏まえ、所得税の基礎控除の額を現行の最高48万円から最高58万円に10万円、20%

程度引き上げる。」（4頁）としたのである。

(2) 絶対的指標とはいえない物価基準説

基礎控除を定める旧所得税法（昭和59年法律5号改正前）86条が憲法25条、14条に違反しないとされた事例として、東京地裁昭和61年11月27日判決（行集37巻10＝11号1382頁）があるが、同判決は、いわゆる大嶋訴訟最高裁昭和60年3月27日大法廷判決（民集39巻2号247頁）が示した立法裁量論を論じた上で、「基礎控除額についても、右に述べたところと異なった理解をすべき特段の事情があるものとは認め難いから…、立法府は、基礎控除額をいかにするかをその裁量判断により定めることができるものというべきであって、原告が主張するような、基礎控除額を物価上昇の割合に応じて上昇させなければならないといった義務が立法府にあるとは到底解し難い。〔下線筆者〕」とする。

かかる考え方を基礎とすれば、政府が採用する物価基準説とて、必ずしも政府がそれに縛られるものではないと理解されよう。いわば、この点は立法裁量（国民合意）に委ねられているところであるということに尽きる。したがって、結論を先取りすれば、最低賃金基準説も物価基準説も必然的にいずれかによらなければならないという性質のものではない。

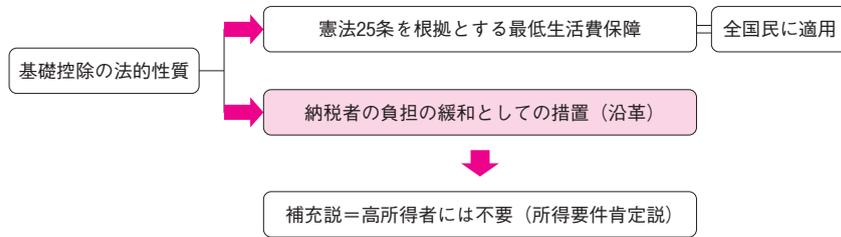
(3) 所得制限

財源論は、適用範囲論にも強い関わりを有する。一部の野党からは、基礎控除の引上げ

(9) 自民党税制調査会の宮沢洋一会長は令和6年12月20日の記者会見で「基礎控除などの引き上げは、基本的には物価の上昇率（を参照するべき）だと思っている」と説明し、「今後も（上昇が）続くといったことも考えた」と話した（令和6年12月20日付け日経新聞電子版）。

財務省によると、日本の「103万円」に相当する控除について約30年の間に、ドイツで1.78倍、米国で2.23倍、英国で3.57倍に拡大してきた。かような意味では、米国など主要国では課税最低限と税率のブラケット（適用区分）を物価の伸びに合わせて動かすのが一般的だといえよう（同日経新聞参照）。

図表 5



は憲法25条の議論であるから、財源論を全面に出す必要のない論点である（財源は政府が検討すべき事柄である。）との主張が展開されてきた。すなわち、例えば、生活保護の支給決定において財源論を語る必要がないのと同様だというのである。もっとも、そのように整理するのであれば、全国民に一律の基礎控除の引上げをする必要はなく、生活困窮に陥るあるいはそのおそれのある低所得者向けの施策として効果を及ぼすようなものであればよい（補充説。控除の引上げがあるとしても所得条件を設けるべき議論である。）との反論もあり得る。

この点について、与党自民党は所得制限を設けた点について、「課税最低限を160万円とすることと、年収200万円以上の所得層に対して段階的に基礎控除を上乗せすることは政策目的が異なります。」とした上で、「200万円以下の層は低所得者層の税負担に対する配慮として恒久的措置としました。一方、中所得層〔ママ〕を含めた税負担の軽減は、物価上昇に賃金上昇が追いついていない現状を踏まえた措置として、令和7・8年の2年間に限定します。その際、高所得者優遇とならないよう、基礎控除の上乗せに段階を設けて当初案と併せて一人当たりの減税額を平準化するようにしました。」と解説している⁽¹⁰⁾。

IV 特定親族特別控除創設

扶養控除の適用要件に係るクリフエフェクト（断崖絶壁効果）の解消は、以下のような特定親族特別控除制度の創設によって手当てされることとなった。

- ①居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が123万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から次のとおりの控除額を控除する。

図表 6

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超85万円以下	63万円
85万円超90万円以下	61万円
90万円超95万円以下	51万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

- ②上記①の控除については、控除額が一定額以上の場合には、給与等及び公的年金等の

(10) 自由民主党 HP 『『103万円の壁』 Q & A』 (<https://www.jimin.jp/news/information/210090.html> [令和7年3月20日訪問])。

源泉徴収の際に適用できることとする。

なお、上記①の改正は令和7年分以後の所得税について、上記②の改正は令和8年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について、それぞれ適用する。また、給与所得者については令和7年分の年末調整において適用できることとするほか、所要の経過措置が講ぜられることとなった。

結びに変えて —住民税・社会保険料

本稿では、令和7年度税制改正の中心的な論点でもある基礎控除改正議論を中心に、論点の整理を行った。最後に、触れることができなかつた住民税改正と社会保険料負担について若干の補論を述べさせていただくこととする。

1 地方税改正

(1) 給与所得控除

給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられることとなった。

(2) 特定親族特別控除

所得割の納税義務者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、前年の合計所得金額が123万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その納税義務者の前年の総所得金額等から次のとおりの控除額が控除されることとなる。

図表7

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

(3) 所得税における所要の措置

- ①同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件が58万円以下（現行：48万円以下）に引き上げられる。
- ②ひとり親の生計を一にする子の前年の総所得金額等の合計額の要件が58万円以下（現行：48万円以下）に引き上げられる。
- ③勤労学生の前年の合計所得金額要件が85万円以下（現行：75万円以下）に引き上げられる。

2 社会保険料（いわゆる106万円の壁）

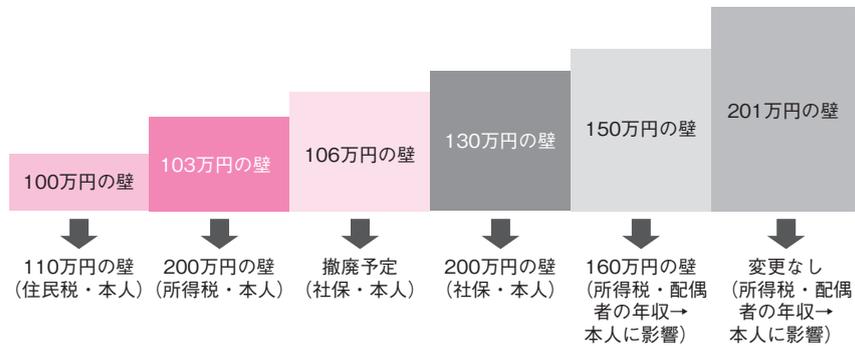
現行制度では、保険料は加入者と雇用主側が半分ずつ負担している。給与所得者の扶養対象になっている配偶者は、保険料を負担しなくても国民年金などの受給権を得られるが、パートなどで従業員51人以上の企業に勤め、週20時間以上働く月額賃金8万8,000円（年収換算約106万円）以上の者は、厚生年金への加入が義務付けられる。加入すれば、将来受け取れる年金は増えるが、年収が106万円を超えると、給与額や加入する健康保険組合によって異なるものの保険料の負担で手取りが年10万円程度減ることにもなるため、働く時間を抑制する問題が生じていた。所得税や住民税と金額負担のみを比較すれば、社会保険料のそれが圧倒的に大きな問題であったともいえよう。

そこで、106万円の壁と月額賃金8万8,000円以上という基準が廃止されることとなりそ

うである。加えて、雇用主の判断で保険料を肩代わりできる制度が創設されることとなる。もっとも、雇用主側の負担割合を増やす

制度は、労使の合意を前提とすることになるため、中小企業がこれに対応できるかについては不透明であるともいえよう。

図表 8



2 所得課税

柴原 一●税理士

I はじめに

本稿では、1. 子育て支援税制、2. 金融所得課税、3. 退職所得課税および、4. 3に関する若干のシミュレーションを試みた。

1. の子育て支援税制は令和6年度からの積み残し処理、2. の金融所得課税についてはスタートアップ支援税制の拡充および老後に向けた資産形成を促進する観点からの改正、3. の退職所得課税の改正は、突然発表された感のあるものだが、改正内容としてはまだ一里塚であるともいえる。働き方の多様化に対応するためには更なる改正がありそうだ。

II 子育て支援税制

1. 住宅ローン控除

(1) 住宅ローン控除の概要

住宅ローン控除とは、金融機関等から融資を受けて、日本国内の居住用家屋の新築・取得、買取再販住宅・既存住宅の取得又は増改築等をし、令和7年12月31日までに自己の居住の用に供した場合に、その自宅に居住した年から一定期間、次の金額を所得税額から控

除するという制度である。

[控除額]
その年の年末現在の住宅ローン残高× 0.7%

この住宅ローン控除を適用するためには、一定の要件を満たさなければならない。その主な要件としては(図表1)のとおりである。

(図表1) 住宅ローン控除の主な要件

床面積要件	50m ² 以上(登記簿上の面積)
自己居住要件	床面積の1/2以上が自己の居住の用に供されていること
借入金要件	償還期間が10年以上(金融機関等からのものに限り)
居住要件	住宅の取得等をした日から6ヶ月以内に居住すること 適用年分の12月31日まで引き続き居住していること
所得要件	適用年分の合計所得金額が2,000万円以下であること

(2) 改正の内容

改正の内容は(図表2)のとおりである。

- ①特例対象個人^(注)が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得をして令和7年12月31日までに居住の用に供した場合の住宅借入金等の借入限度額の特例措置が延長された。この措置は令和6年度税制改正により1年限りの措置として設けられつつも、令和7年度においても同様の方向性で

(図表 2)

住宅ローン減税等に係る所要の措置(所得税・個人住民税)					
子育て世帯等の住宅取得環境が厳しさを増していること等を踏まえ、住宅ローン減税について、子育て世帯等の借入限度額の上乗せ及び床面積要件の緩和措置を令和7年も引き続き実施する。					
		1年間の控除額 =借入金額×0.7% ※限度額あり			
		＜入居年＞			
控除率：0.7%		2022(R4)年	2023(R5)年	2024(R6)年	
				2025(R7)年	
借入限度額	新築住宅・買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅	5,000万円	4,500万円 子育て世帯等※:5,000万円	4,500万円 子育て世帯等※:5,000万円
		ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円 子育て世帯等※:4,500万円	3,500万円 子育て世帯等※:4,500万円
		省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円 子育て世帯等※:4,000万円	3,000万円 子育て世帯等※:4,000万円
		その他の住宅	3,000万円	0円 (2023年までに新築の建築確認：2,000万円)	
	既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	3,000万円		
		その他の住宅	2,000万円		
控除期間		13年(「その他の住宅」は、2024年以降の入居の場合、10年)			
		10年			
所得要件		2,000万円			
床面積要件		50㎡ (新築の場合、2024(R6)年までに建築確認:40㎡(所得要件:1,000万円))		50㎡ (新築の場合、40㎡(所得要件:1,000万円))	

※「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」
(令和7年度 国土交通省「税制改正概要」より)

検討することとされていたものである。

(注) 特例対象個人とは、夫婦のいずれかが40歳未満の者又は19歳未満の扶養親族を有する者をいう。

- ②床面積要件(50㎡以上)の緩和措置についても1年延長され令和7年12月31日までに建築確認を受けた家屋について適用できることとなった。この緩和措置は、40㎡以上の認定住宅等の新築又は取得をし令和6年12月31日までに建築確認を受けたものを、合計所得金額1,000万円以下である者が取得した場合に住宅ローン控除を受けられるという措置である。この緩和措置も令和6年度に改正され、令和7年度においても同様の方向性で検討することとされていたものである。

2. 特定増改築税額控除

(1) 特定増改築税額控除の概要

所有する住宅に一定の改修工事をし、(図表3)の要件を満たす場合に、その年分の所得税額からその改修工事に係る標準的費用額の10%相当額を控除する。

(図表 3)

工事費用要件	一定の工事に係る標準的な費用の額が50万円を超えること
床面積要件	改修工事後の床面積50㎡以上(登記簿上の面積)
自己居住要件	改修工事後の床面積の1/2以上が居住用であること
費用総額要件	改修工事費用の総額の1/2以上が居住用部分の費用であること
居住要件	改修工事をした日から6か月以内に居住していること
所得要件	適用年分の合計所得金額が2,000万円以下であること

(図表4)

対象工事	対象者要件	工事例	限度額		控除率	
			原則	太陽光付		
バリアフリー	特定個人 (注)	・車いすのための廊下の拡張工事 ・廊下への手すりの取付け工事 ・浴室、便所の改良工事	200万円	—	10%	
省エネ	なし	・窓の断熱工事(必須) ・床の断熱工事 ・太陽光発電設備の設置工事	250万円	350万円		
多世帯同居	なし	キッチン、浴室、便所、玄関のうち2以上の増設工事	250万円	—		
耐久性向上	なし	・小屋裏の換気性を高める工事 ・浴室の防水性を高める工事 ・床下の防湿性を高める工事	+耐震	250万円		—
			+省エネ	250万円		350万円
			+耐震 +省エネ	500万円		600万円
子育て対応	特例対象 個人	・子供の事故防止工事 ・対面式キッチンへの取替工事 ・間取り変更工事	250万円	—		

(注) 50歳以上の者、要介護認定等を受けた者、障害者、65歳以上の親族と同居している者等をいう。

対象となる改修工事は、バリアフリー改修工事、省エネ改修工事、多世帯同居改修工事、耐久性向上改修工事、子育て対応改修工事があり、それぞれの改修を目的とする定められた工事を行う必要がある。

それぞれの改修工事の内容と限度額は(図表4)のとおりである

また、控除額の上乗せ措置もある。上記の各改修工事の標準的な費用の額が限度額を超えた場合やその他の改修工事を同時に行った場合に、その工事費用の額の合計額のうち、一定額を限度に5%相当額を追加で所得税額から控除できる。

(2) 改正の内容

今回の改正では子育て対応改修工事をした場合の特別税額控除の適用期限が1年延長された。子育て対応改修工事をした場合の規定は、令和6年度税制改正により1年限りの措置として設けられつつも令和7年度においても同様の方向性で検討することとされていたものである。

3. ひとり親控除

(1) ひとり親控除の概要

ひとり親控除は、「寡婦控除」における婚姻歴の有無による不公平や、男性ひとり親と女性ひとり親との不公平の解消および子どもの貧困に対する公的扶助を目的として、令和2年度税制改正において創設された人的控除である。

ひとり親とは、その年の12月31日の現況で婚姻の有無、男性女性を問わず、現に婚姻していない者で次の要件の全てを満たす者をいう。

- ・総所得金額等の合計額が58万円^(※)以下の同一生計の子がいること
- ・本人の合計所得金額が500万円以下であること
- ・住民票に事実婚である旨の記載がされた者がいないこと

(※) 令和7年度改正で子の所得要件が48万円から58万円に引き上げられた。

(2) 寡婦控除との対比

ひとり親控除の要件を満たさない場合でも、女性で夫と死別、離婚、夫が生死不明の状態であること（離婚の場合は扶養親族を有すること）、本人の合計所得金額が500万円以下であることなどの要件を満たす者は「寡婦控除」を受けることができる。

ひとり親控除および寡婦控除の控除額は次のようになる。

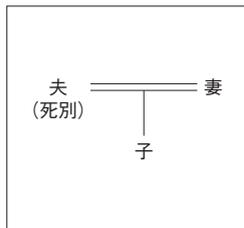
区分	ひとり親控除額	寡婦控除額（女性のみ）	
		扶養親族あり	扶養親族なし
		子供あり（注）	子供なし
死別・生死不明	35万円	27万円	27万円
離婚			—
未婚		—	—

（注）扶養親族でなくても総所得金額等が58万円以下の子であれば該当。

次のようなケースではひとり親控除と寡婦控除の判定に注意が必要である。なお、寡婦控除については、今回、改正はない。

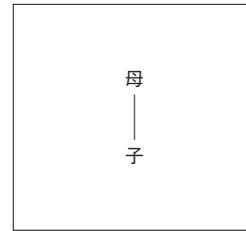
（ケース1）夫と死別し、ひとり親控除を受けていたが、子どもが成長し扶養親族でなくなった場合

扶養親族である子を有しなくなるため、ひとり親控除は受けられない。しかし死別のため、寡婦控除が受けられる。



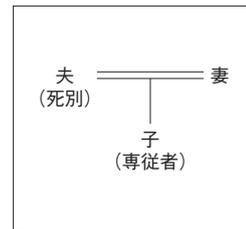
（ケース2）未婚のひとり親で子どもを育ててきたが、子どもが成長し扶養親族でなくなった場合

扶養親族である子を有しなくなるため、ひとり親控除は受けられない。また、婚姻歴がないため、寡婦控除は受けられない。



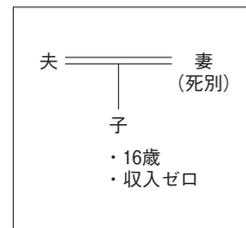
（ケース3）夫と死別し事業を引き継ぎ、子どもを青色事業専従者（専従者給与96万円、他の収入なし）とした妻の合計所得金額が500万円以下の場合

子どもが青色事業専従者であっても、その子の総所得金額等が58万円以下であるので、ひとり親控除は受けられる。



（ケース4）配偶者が年の途中でなくなった場合の控除

配偶者控除は死亡時の状況、ひとり親控除は12月31日の状況で判定する。本人（夫）の合計所得金額が500万円以下、子の総所得金額等の合計額が58万円以下の場合、配偶者控除、ひとり親控除、扶養控除ともに受けられる。



4. 生命保険料控除

(1) 生命保険料控除の概要

生命保険料控除は生命保険料を支払った場合、支払額に応じて計算された金額を所得金額から控除するものである。控除額は保険料を次の3つに区分しそれぞれ計算を行う。

	平成23年12月31日以前に締結した契約 (旧契約)	平成24年1月1日以後に締結した契約 (新契約)
一般生命保険料	①	③
個人年金保険料	②	④
介護医療保険料		⑤

旧契約①、②の控除額の計算方法はそれぞれ次のとおり。

年間の支払保険料	控除額
25,000円以下	支払保険料の全額
25,000円超 50,000円以下	支払保険料×1/2+12,500円
50,000円超 100,000円以下	支払保険料×1/4+25,000円
100,000円超	50,000円

一方、新契約③、④、⑤の控除額の計算方法はそれぞれ次のとおり。

年間の支払保険料	控除額
20,000円以下	支払保険料の全額
20,000円超 40,000円以下	支払保険料×1/2+10,000円
40,000円超 80,000円以下	支払保険料×1/4+20,000円
80,000円超	40,000円

なお、控除額は合計で12万円が限度である。例えば、旧契約の一般生命保険料と個人年金保険料をそれぞれ年間20万円支払い、かつ、介護医療保険料を年間12万円支払った場合、単純計算すると控除額が14万円（=50,000円+50,000円+40,000円）になるが、実際の控除額は12万円になる。

なお、国民共済・県民共済などは1年契約であるため、平成23年12月31日以前より毎年契約していても新契約になる。また、がん保

険や医療保険については、平成23年12月31日以前に契約して継続している場合は旧契約の一般生命保険料に該当し、平成24年1月1日以後の契約は介護医療保険料に該当することになる。

(2) 改正の内容

①子育て支援に関する政策税制の一環として、次の要件が組み込まれた。新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、23歳未満の扶養親族を有する場合、上記③の一般生命保険料の控除額の計算は、令和8年分のみ次のようになる。

年間の新生命保険料	控除額
30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超 60,000円以下	新生命保険料×1/2+15,000円
60,000円超 120,000円以下	新生命保険料×1/4+30,000円
120,000円超	一律60,000円

②旧生命保険料①および新生命保険料③を支払った場合には、一般分の生命保険料控除限度額は6万円（現行4万円）になる。ただし、全体の控除限度額は12万円のまま据え置かれた。また、一時払生命保険の保険料については、令和8年分は控除の適用対象から除外しないこととされた。

③上記の見直しに伴い、給与所得者の保険料控除申告書等について記載事項の見直しが行われる。

④住民税については、この改正の適用はなく、上限は7万円である。

III 金融所得課税

1. エンジェル税制

(1) 現行制度の概要

- ① 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等

株式の譲渡益からその譲渡益発生年に投資（エンジェル投資）した一定の要件を満たすスタートアップ企業への投資額全額を控除できるという特例。ただし、譲渡益20億円を超える部分の金額（次ページの図⑥）は課税の繰り延べとなる。

- ② 特定中小会社が発行した株式の譲渡損失の繰越控除等

スタートアップ企業へ投資した特定株式をその後売却したことにより損失（破産、解散等による価値喪失を含む）が生じた場合、その損失はその売却年の他の株式譲渡益から控除できるだけでなく、その年に控除しきれなかった損失を、翌年以降3年間の株式譲渡益から順次控除することができるという特例。

(2) 改正内容

- ① 繰戻し還付制度の創設

従来、エンジェル投資は株式譲渡益発生年にスタートアップ企業への投資を行った場合のみ、投資額に相当する金額を株式譲渡益から控除できたが、譲渡益発生年の翌年にスタートアップ企業への投資を行った場合にも、譲渡益発生年に遡って譲渡益から控除する繰戻し還付制度が創設された。これにより、再投資期間（現行1年）が株式譲渡益が発生した年の翌年末（最大2年間）まで延長される。

- ② 株式取得年の翌年末までに譲渡した場合における課税制度の創設

エンジェル投資により株式を取得し、その翌年に当該株式を譲渡した場合（上場等の日以後に行われた場合を除く）の取得価額は、従来のプレシード・シード特例としての20億円の非課税措置を適用せず、取得価額から次ページの図⑦の部分の控除した金額となった。

（参考）企業の成長ステージを指す言葉に「シード期」→「アーリー期」→「ミドル期」→「レイター期」がある。シード（Seed：種）期とは、創業準備中の段階を指す。シード期のさらに前段階の創業を思いついた時期をプレシード（Pre-seed）期という。

(3) 適用時期

上記（2）の改正は、令和8年1月1日以後の出資払込による取得より適用される。

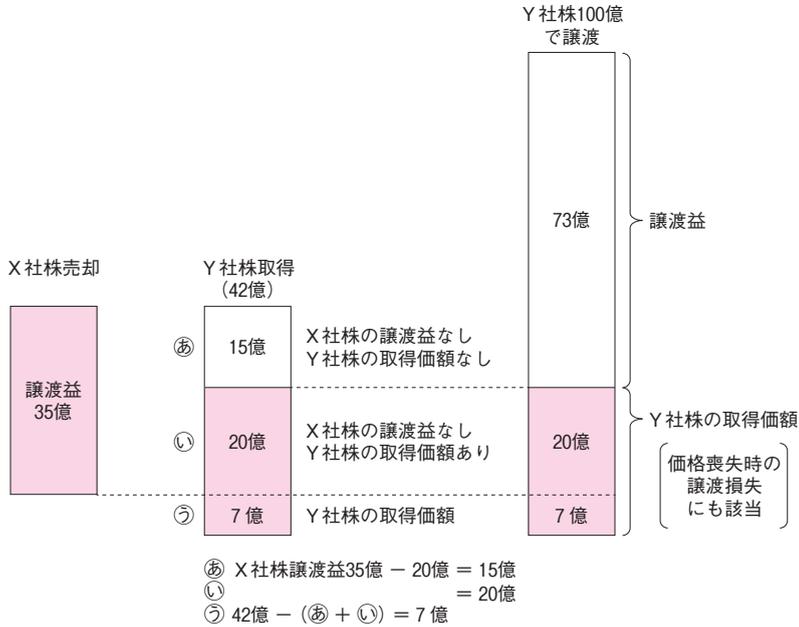
(4) 実務上の留意点

上記（2）は、その年の前年分の確定申告書に、特定新規中小企業者により発行される特定株式をその年中に払込により取得する見込みである旨等を記載した書類を添付し、提出期限までに提出している等の要件を満たす場合に限り適用できる。

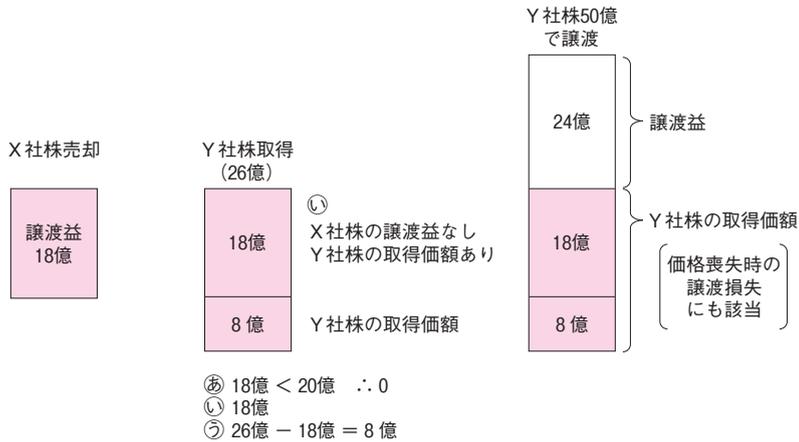
2. 法人課税信託（ストックオプション）に対する課税の見直し

- (1) 法人課税信託とは、会社が金銭を信託に拠出し、信託がその資産を元に市場等から自社の株式を取得し一定期間経過後に特定の者に株式を交付するものである。
- (2) 法人課税信託は、実際に特定の者に株式が交付されるまでその者を信託の受益者とはみなさない受益者の存しない信託である。
- (3) 受益者の存しない信託について受益者が

〈ケース1〉



〈ケース2〉

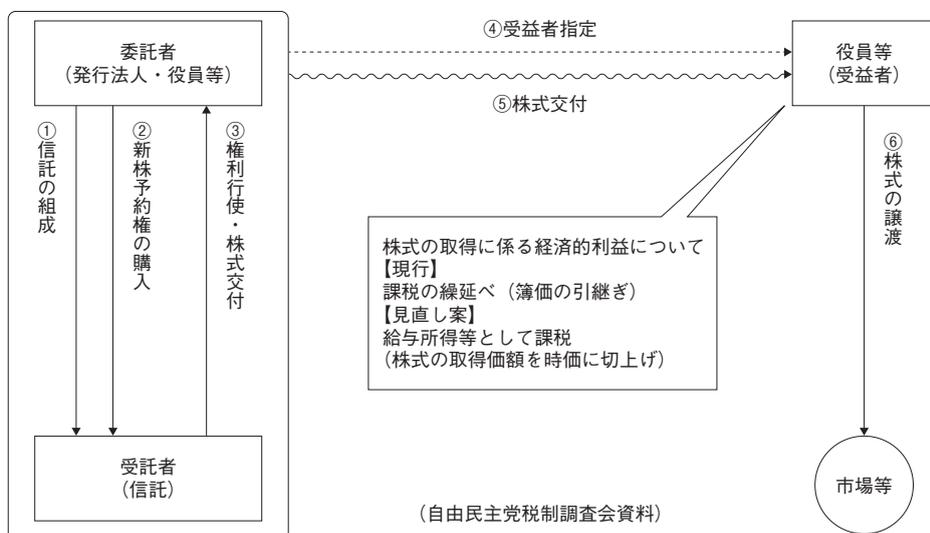


指定され法人課税信託に該当しなくなった場合、受益者は受託法人から信託財産の帳簿価額を引き継ぐことになり、その引き継ぎにより生じた経済的利益について課税は行わないこととなっていた。

(4) したがって、この信託を利用すれば、税制適格要件を満たさないストックオプションでも株式交付時の課税を受けず譲渡時まで課税を繰り延べることが可能であった。

(5) この問題点を是正するため、法人課税信託が特定株式（一定の譲渡制限株式以外の株式をいう）の発行法人の役員等の勤務年数等を勘案して当該役員等を受益者として指定するものであるときは、その特定株式についてはその指定された時点で当該特定株式を時価により取得したものと給与所得等として課税されることになった。

[法人課税信託に係る改正前の問題点]



3. NISA

(1) 新 NISA 制度 (少額投資非課税制度) とは

平成26年に、家計の安定的な資産形成の支援および日本経済への成長資金の供給を目的として、投資による運用益（投資で得た売却益および配当等）が非課税となる旧 NISA（一般 NISA）が導入された。その後、平成30年につみたて NISA ができるなどの変遷をたどり、令和6年からは、年間投資枠120万円の「つみたて投資枠」と年間投資枠240万円の「成長投資枠」からなる新 NISA 制度が施行された。

(2) 旧 NISA からの変更点

新 NISA 制度における変更点をまとめると次のとおりである。

- イ. 年間投資枠120万円のつみたて投資枠（旧つみたて NISA は40万円）および年間投資枠240万円の成長投資枠（旧一般 NISA は120万円）の併用が可能になり、年間投資上限額が最大360万円に拡大された。
- ロ. 生涯非課税投資上限額もつみたて投資枠と成長投資枠を併せて最大1,800万

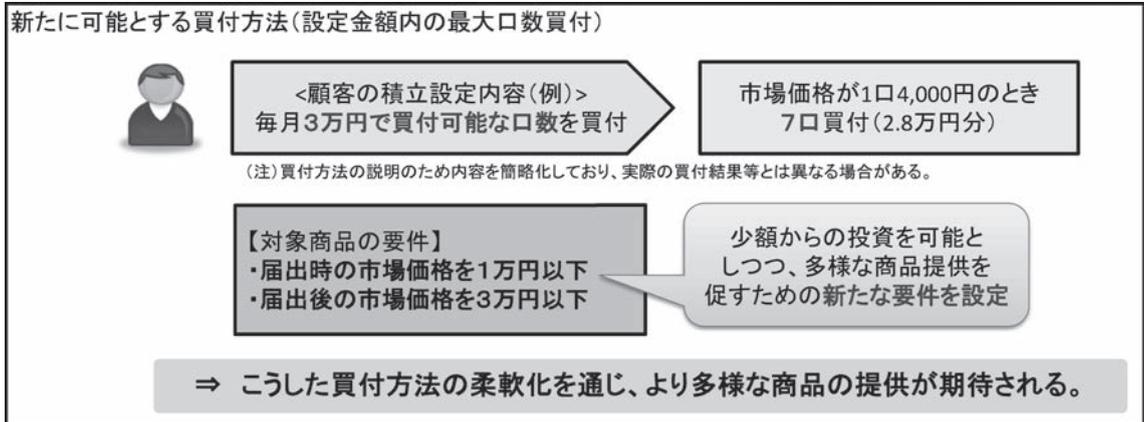
円（取得価額ベースで計算）に増加した。

- ハ. 非課税で運用できる期間が無期限になり、ロールオーバー（延長手続き）の必要がなくなった。
- ニ. 旧つみたて NISA や旧一般 NISA ではできなかった投資商品売却後の非課税投資枠が翌年復活するようになった。この非課税投資枠の再利用により、実質的には非課税限度額1,800万円を超えて投資することができる。

(3) 成長投資枠（旧一般 NISA）商品とつみたて投資枠（旧つみたて NISA）商品

新 NISA では、旧一般 NISA は「成長投資枠」、つみたて NISA は「つみたて投資枠」として引き継がれ、併用可能となった。

つみたて投資枠は投資信託積立に特化しており、金融庁が厳選した投資信託のみで、インデックス型投資信託（254本）、アクティブ型投資信託（57本）およびETF（上場投資信託：8本）の合計319本がラインナップされている（2025年3月6日時点）。一方、成長投資枠では、投資信託についてはつみたて



(金融庁「令和7年度税制改正について」)

投資枠対象銘柄に加え、それ以外の多くの投資信託も購入対象となっており、個別株（日本株だけでなく外国株もOK）やETF、REIT（不動産投資信託）などの幅広い商品に投資できる。そのため、つみたて投資枠で投資信託の積立投資をしながら、成長投資枠で個別株式などの取引をするといった活用が可能である。

(4) 最大口数買付方式

また、ETFのつみたて投資枠での投資は定額買付のみが認められていた。この定額買付の最低取引単位が1,000円から10,000円に引き上げられた。

ETF以外の一一般の投資信託の買付方法には、口数買付と金額買付があるが、つみたて投資枠で認められているのは、金額買付のみである。ETFで認められている定額買付は、金額買付に類似する方法である。定額買付は、るいとう（株式累積投資）のようなシステムが構築できている証券会社のみが採用できる買付方法であるが、システム構築には費用がかかる。そこで、上記システムのない証券会社においてもETFのつみたて投資枠の利用を可能にするために、最大口数買付方式による買付を認めることになった。例えば、毎月〇円以内で購入できる最大口数を購入す

るといいう買い方である。対象商品の要件は以下のとおりである。

- ・対象商品届出書を提出する日前1か月間の平均および届出前営業日の公表最終価格1万円以下
- ・一定の場合を除き、届出後の公表最終価格が3万円以下

金額買付や定額買付のできる投資信託の購入手法にドル・コスト平均法（定期的に一定金額を買い付けることにより「安いときにたくさん」「高いときには少しだけ」商品を購入する手法）がある。しかし、定額買付はできなくともドルコスト平均法に近似する柔軟な買付方法を可能とすることで、より多様な商品の提供を可能にし、NISAの利便性を向上させようとしたのがETFの最大口数買付方式である。

4. 確定拠出年金（DC）の拠出限度額の引き上げ

確定拠出年金（DC）は、豊かな老後の生活に向けて公的年金を補完して財産形成を支援する私的年金である。DCには、企業型DCと個人型DC（iDeCo：イデコ）がある。今回の改正案^(*)はイデコの拠出限度額を引き上げることにより税制優遇を受けながら老後に備えるための「自助努力」を促すものであ

る。改正案の具体的な内容は次のとおりである。

(※) 年金改正法案は税制改正法案とは別途の法律であり令和7年4月末現在未成立。

(1) 1号被保険者

1号被保険者の拠出限度額は国民年金基金との合算で月額6.8万円であるところ、7,000円アップし、75,000円とする。

(2) 2号被保険者

① 企業年金のある場合

現在、イデコの拠出限度額は月額「20,000円」と「55,000円から企業型DCや確定給付年金(DB)の掛金合計を引いた額」のいずれか小さい方の金額となっている。つまり、

イデコを2万円以上かけることはできない。

これに対して今回の改正案では、この「20,000円」のキャップがなくなり、イデコの掛金上限額は「62,000円から企業型DCやDBの掛金を引いた額」となる。

② 企業年金のない場合

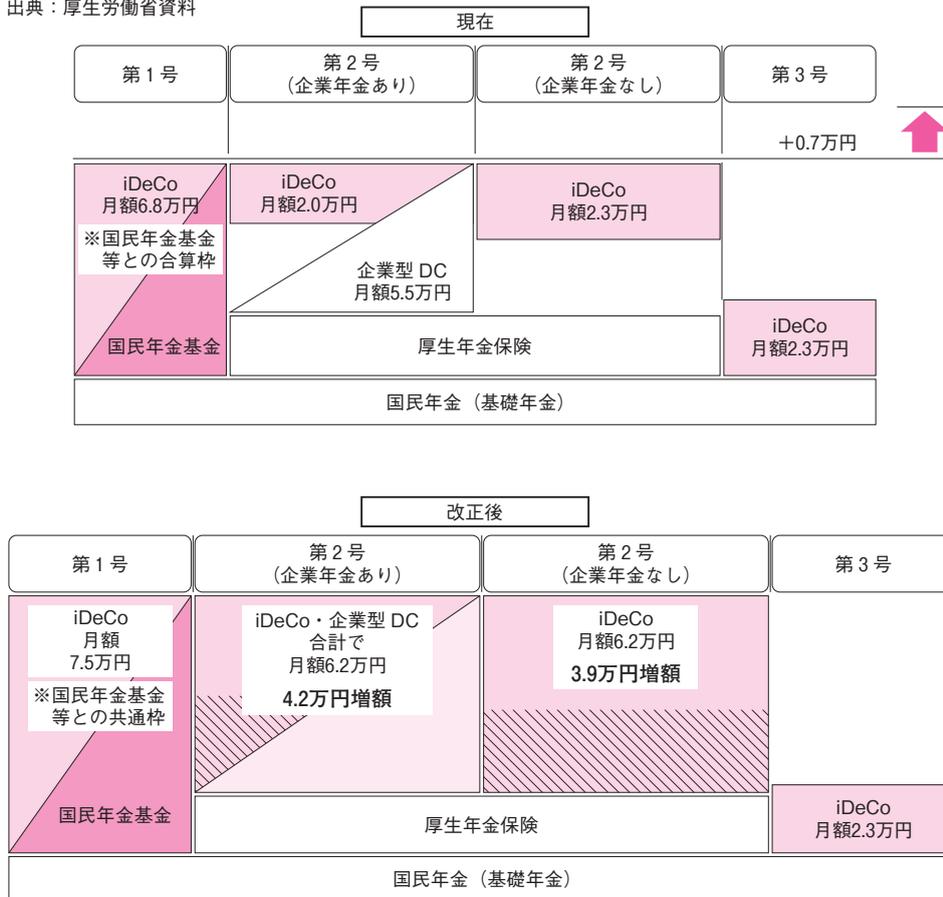
企業年金のない会社員の上限額は月27,000円から月62,000円に増えた。これで企業年金のある会社員との間で3,000円しかなかった上限額の差が大きく是正される。

(3) 3号被保険者

3号被保険者については月額23,000円のまま変更はない。

拠出限度額の見直し内容

出典：厚生労働省資料



Ⅳ 退職所得課税の見直し

(1) A社退職金とB社退職金の場合

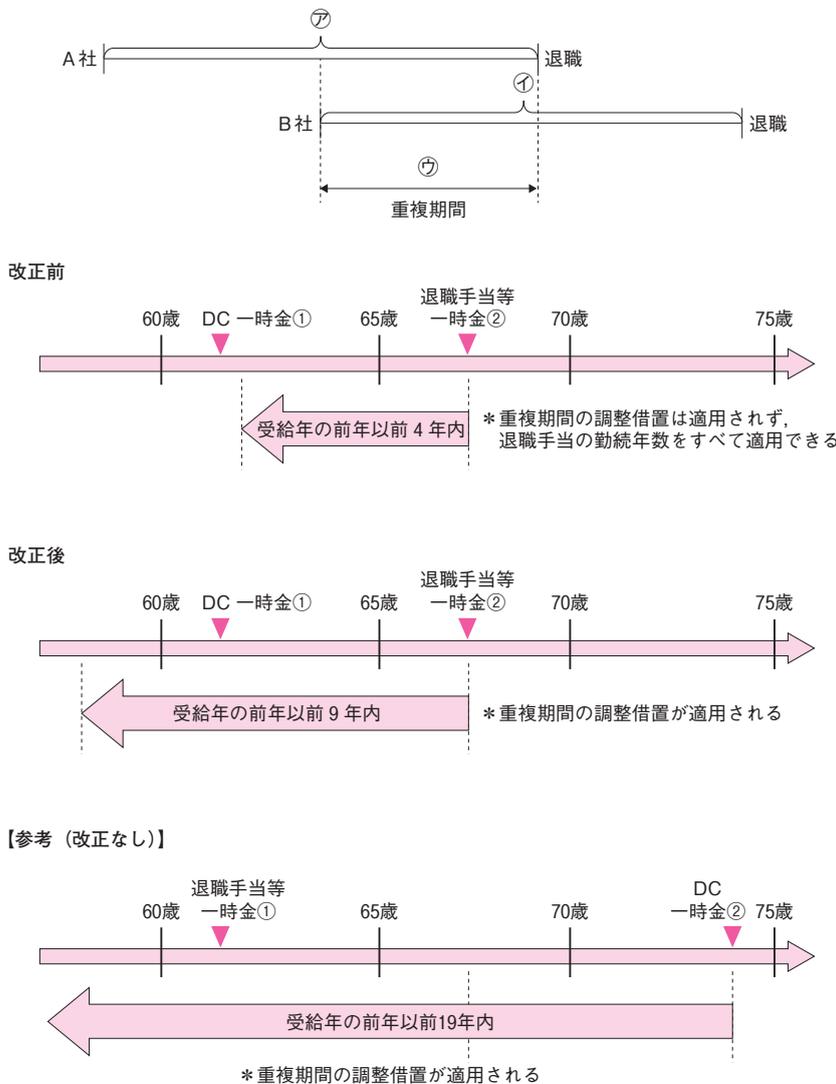
複数の会社（A社とB社）を営んでいる社長が以下の図のように退職した場合を考えてみる。A社の退職時には当然㉗の勤続年数全てを使い退職所得を計算する。では、B社退職時の計算はどうか。

B社退職年の「前年以前4年」以内にA社を退職している場合、B社の退職所得控除

は㉗の期間の退職所得控除から㉘の重複期間の退職所得控除を差し引いて計算する。逆に「前年以前4年」を超えて退職している場合は重複期間を考慮せず、㉗の期間全てを使い退職所得を計算する。

(2) A社退職金とイデコー一時金の場合

A社退職金を先に受け取った後、（B社退職金ではなく）イデコー一時金を受け取った場合、イデコー一時金の退職所得控除は「前年以前19年」で重複計算の要・不要を判定する。



(3) イデコー時金とB社退職金の場合

(A社退職金ではなく)イデコー時金を先に受け取った後、B社退職金を受け取った場合、B社退職金の退職所得控除は(1)と同様「前年以前4年」で重複計算の要・不要を判定していた。しかし、令和8年以後にイデコー時金を受け取った場合のB社退職金の判定は「前年以前4年」から「前年以前9年」に改正されることになった。

(4) また、退職所得の源泉徴収票について、税務署長への提出義務が役員のみであったところ令和8年1月1日以後に提出すべきものから全ての居住者に一律義務化された。

(5) 具体例によるシミュレーション

前提としてイデコー時金は加入者の平均的な掛金である月15,000円、年3%程度で運用できた場合を参考に60歳(20年加入)で500万円、退職金は65歳(勤続年数40年)で2,000万円受け取るものとする。

改正前の試算であれば退職所得控除はそれぞれ満額使えるため、所得税、住民税とも発生しない。一方、改正後の試算では重複期間を考慮する必要がある。イデコ受け取り時に使用した12年分(500万円÷40年=12.5→12年)が重複期間となる。このため、65歳時の退職所得控除は通常の計算による金額2,200万円(=70万円×40年-600万円)から重複期間に相当する金額480万円(=40万円×12年)を控除した1,720万円、この退職所得控除を使用し、税額計算をすると所得税(復興税は非考慮)7万円、住民税14万円、となり、改正前に比べて21万円の増税となる。

- ・イデコ 500万円 (60歳, 加入期間20年)
- ・退職金 2,000万円 (65歳, 勤続年数40年)

(改正前)

①60歳 イデコー時金

退職所得控除 40万円×20年=800万円>500万円

∴所得税, 住民税, ゼロ

②65歳 退職金

退職所得控除 70万円×40年-600万円=2,200万円>2,000万円

∴所得税, 住民税, ゼロ

(改正後)

①60歳 イデコー時金

退職所得控除 40万円×20年=800万円>500万円

∴所得税, 住民税, ゼロ

②65歳 退職金

(イ) 退職所得控除 70万円×40年-600万円=2,200万円

(ロ) 40万円×12年^(注)=480万円

(注) 重複期間500万円÷40年=12.5→12年

(ハ) ①-②=1,720万円

所得税 (2,000-1,720)×1/2×5%=7

住民税 (2,000-1,720)×1/2×10%=14
21

同様の方法でイデコの金額を500万円, 800万円, 1,000万円, 退職金の金額を1,200万円, 2,000万円, 3,000万円とした場合の改正前, 改正後の試算をすると下表のようになる。

退職金が3,000万円の場合は、イデコ500万円で72万円(149.25万円-77.25万円), 800万円で123.15万円(200.4万円-77.25万円), 1,000万円で123.15万円(215.4万円-92.25万円)が増税となる。一方、退職金の金額が

イデコ60歳 受け取り (加入期間20年)	退職金65歳受け取り(勤続年数40年)			
	1,200万円	2,000万円	3,000万円	
500万円	改正前	0	0	77.25万円
	改正後	0	21万円	149.25万円
800万円	改正前	0	0	77.25万円
	改正後	0	50.25万円	200.4万円
1,000万円	改正前	15万円	15万円	92.25万円
	改正後	15万円	65.25万円	215.4万円

1,200万円の場合は、イデコの金額の多寡にかかわらず改正の影響を全く受けないことがわかる。

V おわりに

(1) 慣例通りであれば住宅ローン控除は、令和8年度改正で新たに4～5年分が規定されるであろうが、ここでも子育て支援に関する税制はなんらかの形で継続してもらいたい。また、ひとり親控除の合計所得金額要件を500万円から1,000万円に拡充する案は令和6年から積み残されている。

(2) 金融所得課税についてはNISAで損失が発生した場合、他のNISA以外の株式の譲渡益と通算できないことのデメリットをよく耳にする。筆者は「非課税所得は利益も損失もなくてあたりまえ」と感じているが、この譲

渡損の通算ができることが市場の拡大につながるのであれば、一考の余地があるのかもしれない。

(3) 令和7年4月23日、資産運用立国議員連盟(会長:岸田文雄)より「こども支援NISA」や「プラチナNISA」などに関する提言があった。これらについても注目しておきたい。

(4) 通常の退職金とイデコの後先(あとさき)による改正は、14年→19年、4年→9年と強化されているが、現在、小規模企業共済は規制の対象からはずされている。とはいえ、数十年先の話としてはこれをプランニングの提案にいれるのもどうかと思う。

いずれにしても退職金課税改正の本丸は、20年で40万円から70万円にいきなり変わる退職所得控除である。この点は、今後も注意しておく必要がある。

資産課税

鹿志村 裕●税理士

I はじめに

令和7年度の税制改正については、公益信託に係る税制の整備が、令和6年に続き行われており、資産課税の面では「公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置」の見直しが行われている。

またそれ以外の改正は、事業承継税制における要件緩和措置、物納許可限度額の計算方法の見直し、中小企業等経営強化法による支援（固定資産税の特例）、適用期限の延長などであるが、さほど大きな改正ではなく、全体的にみて小規模な見直しの積み重ねの改正であった。

II 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置の見直し

1 譲渡所得等の非課税制度の概要

個人が、譲渡所得の基因となる財産（土地、建物、株式等）を法人に寄附した場合には、これらの財産は寄附時の時価により譲渡があったものとみなされ、譲渡益に対して所得税が課税される。

譲渡所得等の非課税制度とは、財産を公益

法人等に寄附した場合に、一定の承認要件を満たすものとして国税庁長官の承認（以下「非課税承認」という）を受けたときは、譲渡益に対する所得税を非課税とする制度である。

2 譲渡所得等の非課税措置の令和6年度の改正の概要

令和6年度の税制改正では、公益信託に対し財産を拠出した場合には、公益法人に対する財産の拠出と同様、寄附金控除の対象及び、その財産が譲渡所得の基因となる資産等である場合にはみなし譲渡課税の対象とする改正が行われた。

また公益信託は、公益法人認定法と共通の枠組みでその認可・監督が行われ、公益性が担保されることも踏まえ、公益法人と同等の措置を講ずる観点から、公益信託に対する一定の財産の拠出を非課税制度の対象とする等の改正が行われた（財務省「令和6年度 税制改正の解説」294ページより）。

3 今回の改正点

譲渡所得等の非課税措置における公益信託に係る規定は、令和6年度の改正でおおよそ手当てされたが、細部の整備その他の見直しも含めて令和7年度において下記のとおり整備された。

(1) 国税庁長官の承認に係る特例措置の見直し

非課税承認申請書の提出があった日から1月以内に国税庁長官の承認をしないことの設定がなかった場合に、その承認があったものとみなす特例（承認に係る特例）について、次のとおり見直された。

①次に掲げる贈与又は遺贈（以下「贈与等」という）を、「承認に係る特例」の対象範囲に加える。

イ 国立健康危機管理研究機構に対する贈与等で、その贈与等に係る財産が機構の行う研究開発の実施等の業務に充てるための基金に組み入れられるもの。

ロ 準学校法人に対する贈与等で、準学校法人の役員等以外の者からのものうち、その贈与等に係る財産が準学校法人の基本基金に組み入れられるもの。

なお、準学校法人の役員等とは、準学校法人の理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるものをいう。

ハ 新たな公益信託制度における公益信託の受託者に対するその信託財産とするための贈与等で、公益信託の受託者及び信託管理人並びにこれらの者の親族等以外の者からのものうち、その贈与等に係る財産が、公益信託の受託者の行う公益信託事務に充てるための基金に組み入れられるもの。

②私立学校法の改正に伴い、全ての学校法人に対する贈与等で、学校法人の役員等以外の者からのものうち、その贈与等に係る財産が、学校法人の基本基金に組み入れられるものを、承認に係る特例の対象とする。

(2) 買換え資産に係る非課税措置継続の見直し

贈与等に係る財産を公益目的事業の用に直接供した日から2年以内に買い換える場合であっても、その財産が基金又は基本基金に組み入れる方法により管理されている等の要件を

満たすときは、その財産の譲渡収入の全部に相当する金額をもって取得した資産を、上記同様基金又は基本基金に組み入れる方法より管理する等、一定の要件の下で非課税措置の継続適用を受けることができることとする見直しがされた。

(3) 非課税承認を受けた財産を贈与した場合における非課税の継続適用措置の見直し

特定一般法人が他の公益法人等に非課税承認を受けた財産を贈与した場合における非課税の継続適用措置について、適用対象に特定一般法人が公益目的支出計画に基づきその財産を公益信託の信託財産とする場合を加える見直しがされた。

なお特定一般法人とは、一般社団法人及び一般財団法人で、非営利性が徹底した法人をいう。

(4) 国立健康危機管理研究機構に対する財産の贈与等に係る非課税措置の要件の設定

国税庁長官の承認の要件について、国立健康危機管理研究機構に対する財産の贈与等については、贈与等に係る財産がその贈与等があった日から2年を経過する日までの期間内に、機構の公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであることを要件とする見直しがされた。

(5) 贈与等の財産をその公益目的事業の用に直接供しなくなった場合の手続きの拡充

公益法人等が贈与等に係る財産をその公益目的事業の用に直接供しなくなった場合において、その公益法人等が、その旨等を記載した届出書を国税庁長官に提出したときは、国税庁長官はその財産の贈与等に係る非課税承認を取り消すことができることとする見直しがされた。

なおその届出書には、その財産を公益目的事業の用に直接供しなくなったことを明らかにする書類の添付が必要となる。

(6) 承認取消し時における、公益信託に係る受託者の課税区分

非課税承認の取消しにより公益信託の受託者に対して所得税を課税する場合には、取消しにより生じた信託財産に係る所得について、受託者の固有財産に係る所得等とは区別して課税することとする見直しがされた。

4 適用時期

上記3(1)から(4)までの改正は、令和8年1月1日以後の贈与等より適用する。また、上記3(5)の改正は、令和7年4月1日以後の届出について適用する。

なお公益信託に係る改正は、公益信託に関する法律の施行日以後より適用することになる。

III 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例

1 改正前の制度の概要

一定の中小企業者に該当する内国法人の取締役又は業務を執行する社員である個人で、その法人の保証債務を有するものが、その個人の有する資産でその資産に設定されている賃借権、使用貸借権その他の使用又は収益を目的とする権利が、現にその法人の事業の用に供されているものを、法人について策定された債務処理に関する計画で一般に公表された債務処理を行うための手続きに関する準則に基づき策定されていること等に基づき、平成25年4月1日から令和7年3月31日までの間に、その内国法人に贈与した場合、一定の要件を満たしているときに限り、その資産の贈与がなかったものとみなされる規定である。

一定の要件とは

一定の要件とは、次に掲げる要件である。

- (1) 個人が、債務処理の計画に基づき、その内国法人の保証債務の一部を履行していること。
- (2) 債務処理計画に基づいて行われた内国法人に対する資産の贈与及び保証債務の一部の履行後においても、個人が内国法人の債務の保証に係る保証債務を有していることが、その債務処理計画において見込まれていること。
- (3) 内国法人が、その資産の贈与を受けた後に、その資産をその事業の用に供することが債務処理計画において定められていること。
- (4) 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと
イ 内国法人が中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に規定する金融機関から受けた事業資金の貸付けにつき、その貸付けに係る債務の弁済の負担を軽減するため、同法の施行の日から平成28年3月31日までの間に条件の変更が行われていること。
ロ 債務処理計画が平成28年4月1日以後に策定されたものである場合においては、内国法人が同日前に次のいずれにも該当しないこと。
 - ①株式会社地域経済活性化支援機構法に規定する再生支援決定の対象となった法人
 - ②株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に規定する支援決定の対象となった法人
 - ③株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に規定する産業復興機構の組合財産である債権の債務者である法人
 - ④①から③までに掲げる法人のほか、財務省令で定める法人

2 改正の内容

債務処理計画に基づき資産を贈与した場合

の課税の特例は、令和7年3月31日までの措置であったが、その特例措置の適用期限を3年延長して、令和10年3月31日までとする改正が行われた。

IV

相続税関係 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長

1 改正前の制度の概要

18歳以上50歳未満の方（受贈者）が、結婚・子育て資金に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属（父母や祖父母など。「贈与者」）から、信託受益権を取得した場合や、書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした等の場合には、その信託受益権又は金銭等の価額のうち1,000万円までの金額については、受贈者が金融機関等の営業所等に結婚・子育て資金非課税申告書の提出等を行うことにより、贈与税が非課税となる制度である。

なお、結婚・子育ての資金、妊娠・出産及び育児に要する費用は、次の費用をいう。

- (1) 結婚・子育て資金……結婚に際して支払う次のような金銭（限度額300万円）をいう。
 - ・挙式費用、衣装代等の婚礼（結婚披露）費用（婚姻の日の1年前の日以後に支払われるもの）
 - ・家賃、敷金等の新居費用、転居費用（一定の期間内に支払われるもの）
- (2) 妊娠・出産及び育児に要する費用……妊娠、出産及び育児に要する費用とは、次のような費用をいう。
 - ・不妊治療・妊婦健診に要する費用
 - ・分べん費等・産後ケアに要する費用
 - ・子の医療費、幼稚園・保育所等の保育料（ベビーシッター代を含む）など

2 改正の内容

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置は、令和7年3月31日までの措置であったが、その非課税措置の適用期限を2年延長して、令和9年3月31日までとする改正が行われた。

3 改正の趣旨

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、令和3年、令和5年の税制改正大綱において、「廃止を含めて検討する」旨の基本的な考え方が示されているが、その都度適用期限が延長されて現在に至っている。

さらに令和7年度税制改正大綱の基本的考え方においても、下記の考え方が示されている。

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、令和5年度税制改正大綱で「制度の廃止も含め、改めて検討する」とされた後も、利用件数が低迷する等の状況にあり、関係省庁において、子育てを巡る給付と負担のあり方や真に必要な対応策について改めて検討すべきである。

この考え方は、令和3年、令和5年における基本的考え方と同じ内容である。

しかし、現在、こども家庭庁が推進する「こども未来戦略」の集中取組期間（令和8年度まで）であるため、こども・子育て政策の1つであるこの制度を、この集中取組期間中は存続させる目的で、非課税制度を2年間延長させたと思われる。

V

相続税関係 事業承継税制 における要件緩和措置

1 改正前の制度の概要

事業承継税制とは、先代経営者の事業を継ぐ後継者が、その事業に係る特定事業用資産（個人版の場合）又は経営する法人の非上場株式を贈与又は相続により取得した場合、一定の要件のもとにその贈与税又は相続税の納税が猶予等される制度である。

この制度は、事業の承継を円滑に行うために設けられた制度であり、法人の非上場株式を取得することによる事業承継（法人版事業承継税制）及び個人の所有する特定事業用資産を取得することによる事業承継（個人版事業承継税制）がある。

法人版及び個人版の事業承継税制における後継者には、複数の要件があるが、その中には贈与により財産を取得した場合において次の要件がある。

法人版事業承継税制（特例措置）……贈与の日まで引き続き3年以上にわたり会社の役員であること。

個人版事業承継税制……贈与の日まで引き続き3年以上にわたり、特定事業用資産に係る事業に従事していたこと。

2 改正の内容

今回の改正において、上記1の役員期間又は特定事業従事期間の要件が見直されて、次のように緩和された。

法人版事業承継税制（特例措置）……贈与の直前において、会社の役員等であること。

個人版事業承継税制……贈与の直前において、特定事業用資産に係る事業に従事していたこと。

3 改正の趣旨

個人版事業承継税制は、令和10年12月31日が適用期限であり、法人版事業承継税制における特例措置は、令和9年12月31日が適用期限である。

個人版事業承継税制は、適用期限までに令和7年1月1日から4年の期間があるが、法人版事業承継税制における特例措置では、適用期限までに令和7年1月1日から3年の期間しかなく、就任期間の3年の要件を残していると、令和6年末までに役員に就任しなければ適用できないことになる。

そこで事業承継の検討が遅れている事業者を救済する目的で、3年間の期間撤廃の改正が行われた。

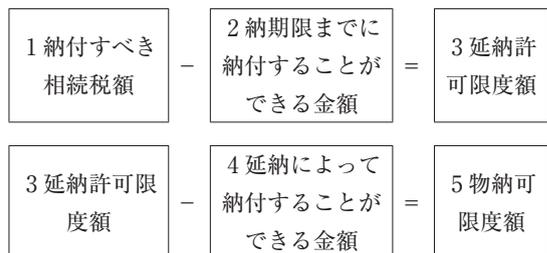
4 適用時期

今回改正された、事業承継税制における要件緩和措置については、令和7年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用される。

VI

相続税関係 物納許可限度額の計算方法の見直し

1 現行の物納許可限度額の計算方法の概要
物納許可限度額の計算は、次のとおりである。



イ 上記計算式の「2 納期限までに納付することができる金額」は、次により計算する。

$$\boxed{\begin{array}{l} (1) \text{ 相続した} \\ \text{現金・預貯金} \\ \text{等} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{l} (2) \text{ 納税者固有} \\ \text{の現金・預貯金} \\ \text{等} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{l} (3) \text{ 生活費及} \\ \text{び事業経費} \end{array}}$$

上記算式の、(1) 相続した現金・預貯金等、(2) 納税者固有の現金・預貯金等には、換価の容易な財産も含まれる。また、生活費は3か月分相当額、事業経費は1か月分相当額となる。

ロ 上記算式の「4 延納によって納付することができる金額」は、次により計算する。

$$\boxed{\begin{array}{l} (1) \text{ 経常収} \\ \text{支による納} \\ \text{税資金} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{l} (2) \text{ 臨時的収入} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{l} (3) \text{ 臨時的支出} \end{array}}$$

上記算式の、(1) 経常収支による納税資金は、次の算式により計算した金額となる。

$$\left(\left(\boxed{\begin{array}{l} \text{前年の給与収} \\ \text{入・事業収入} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{申請者負担の生} \\ \text{活費相当額, 事} \\ \text{業経費相当額} \end{array}} \right) \times \boxed{\begin{array}{l} \text{延納年数} \\ \text{(最長20年)} \end{array}} \right) + \boxed{\begin{array}{l} \text{生活費3か月分相当額(申請者} \\ \text{負担分), 事業経費は1か月分相} \\ \text{当額} \end{array}}$$

2 改正の内容

相続税の物納制度における物納許可限度額等について、物納許可限度額の計算の基礎となる延納年数は納期限等における申請者の平均余命の年数を上限とする等の見直しが行われた。

3 改正の趣旨

70歳中盤で相続した相続人が、延納の最長期間20年を経過するのは、90歳中盤であり、生存しているかが不明である。

そのような環境で相続した相続人に対し、自分の余命より長い延納期間を設定され、その期間の延納許可限度額が計算されると、延納税額が多くなり物納税額が少なくなることになってしまう。

またこの延納税額は、実質的には納税しきれない延納税額を示している可能性もある。

そこで今回の改正では、延納期間は余命年数までとして、延納で実質的に納税が可能な税額を計算し、本来の物納許可限度額を計算する改正となった。

具体的な計算では、「1 現行の物納許可限度額の計算方法の概要」のロ「4 延納によって納付することができる金額」の計算で示した「(1) 経常収支による納税資金」の計算上の「延納年数」の箇所の改正である。

4 適用時期

今回改正された、物納許可限度額の計算方法の見直しについては、令和7年4月1日以後に相続又は遺贈（死因贈与を含む）により取得する財産に係る相続税について適用される。

VII 登録免許税（相続登記）

1 改正前の制度の概要

相続に係る土地の所有権の移転登記に対する登録免許税の免税措置とは、次の2つの措置である。

(1) 相続により土地を取得した個人が相続登記を受ける前に死亡した場合の登録免許税の免税措置

相続又は遺贈（以下「相続等」という）により土地の所有権を取得した個人が、その相続等によるその土地の所有権の移転登記（相続登記）を受ける前に死亡した場合には、その死亡した個人をその土地の所有権の登記名義人とするために受ける登記については、登録免許税を課さない制度である。

この免税措置は平成30年4月1日から令和7年3月31日までの間の登記に対して適用さ

れる制度である。

(2) 不動産の価額が100万円以下の土地を相続により取得した場合の登録免許税の免税措置

土地について相続等による所有権の移転登記又は表題部所有者の相続人が所有権の保存登記を受ける場合において、これらの登記に係る登録免許税の課税標準となる不動産の価額が100万円以下であるときは、その土地の相続による所有権の移転登記又はその土地の所有権の保存登記については、登録免許税を課さない制度である。

なお、不動産の価額とは、市町村等において管理している固定資産課税台帳に登録された価格がある場合は、その価格となる。

この免税措置は平成30年11月15日^(注)から令和7年3月31日までの間の登記に対して適用される制度である。

(注) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行日

2 改正の内容

(1) 相続により土地を取得した個人が相続登記を受ける前に死亡した場合の登録免許税の免税措置

相続により土地を取得した個人が相続登記を受ける前に死亡した場合の登録免許税の免税措置については、その適用期限を2年延長して令和9年3月31日までとされた。

(2) 不動産の価額が100万円以下の土地を相続により取得した場合の登録免許税の免税措置

不動産の価額が100万円以下の土地を相続により取得した場合の登録免許税の免税措置については、その適用期限を2年延長して令和9年3月31日までとされた。

VIII 固定資産税の特例（中小企業等経営強化法による支援）

1 改正前の制度の概要

中小企業等経営強化法で規定される認定先端設備等導入計画に従って行われた設備投資については、設備投資により取得した機械装置等に係る固定資産税が、新たに課税される年から3年間に限り2分の1に軽減される。

雇用者給与等支給額の増加（雇用者全体の給与が1.5%以上増加）に係る事項として記載された認定先端設備等導入計画に従って取得をしたものにあつては、下記のとおり軽減される。

令和6年3月末までに取得した設備	新たに課税される年から5年間に限り、3分の1に軽減
令和7年3月末までに取得した設備	新たに課税される年から4年間に限り、3分の1に軽減

なお機械装置等とは、機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備（家屋と一体となって効用を果たすものを除く）をいう。

上記の軽減措置は、各市町村（東京都特別区にあつては東京都）の判断により、行われる。

2 改正の内容

(1) 要件及び軽減内容の改正

中小事業者等が、中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき取得する、生産性向上や賃上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行う。

- ①対象資産を、雇用者給与等支給額の引上げの方針を位置づけた同計画に基づき取得する一定の機械・装置等に限定する。
- ②その機械・装置等に係る課税標準を、次のとおりとする。

- (ア) 雇用者給与等支給額を1.5%以上引き上げる方針を同計画に位置づけた場合
……最初の3年間価格の2分の1
- (イ) 雇用者給与等支給額を3%以上引き上げる方針を同計画に位置づけた場合

……最初の5年間価格の4分の1

(2) 適用期限の延長

上記(1)の改正を行った上、その適用期限を令和9年3月31日まで2年延長する。

4

消費課税及び
納税環境整備

佐藤幸一●税理士

令和7年度税制改正については、令和6年12月20日に自由民主党・公明党が「令和7年度税制改正大綱」（以下「本大綱」という。）を公表し、同月27日に閣議決定された。本大綱における消費課税に係る主なものは、外国人旅行者向け免税制度（輸出物品販売場制度）の見直しであり、納税環境整備に係る主なものは、電子取引データに関連する重加算税の加重を適用しない措置であった。

なお、令和7年度税制改正に係る「所得税法等の一部を改正する法律」が令和7年3月31日に参議院で可決・成立し、政省令を含めて即日公布された。改正法等は原則として、令和7年4月1日より施行される。

I 消費課税

輸出物品販売場制度は、消費税法導入時から存在する制度であり、その後数次にわたる税制改正が行われてきた。令和2年度までは、観光政策を主たる目的として輸出物品販売場制度を拡大する方向であったが、令和4年度からは、免税購入対象者の制限や連帯納付義務制度の創設など、輸出物品販売場制度の不正利用を防止する観点からの改正が行われた。そこで、まず、現行の輸出物品販売場制度における免税対象物品の範囲を改めて確

認した上で、現行制度の趣旨及び問題点を検討する。

1 免税対象物品の範囲

免税対象物品は、輸出するために購入される物品のうち通常生活の用に供する物品であり、金又は白金の地金や事業用又は販売用として購入されることが明らかな物品は免税販売の対象とはならないとされている（消法8①、消令18②、⑭）。

では、その物品が「通常生活の用に供する物品」に該当するか否かを事業者がどのように判定するかが問題となるが、国税庁ウェブサイトの「輸出物品販売場制度に関するQ&A（令和7年2月国税庁消費税室）」（以下「Q&A」という。）の間7によれば、事業者は、例えば、以下のような事項を総合勘案して判定することになっている。

- イ 反復継続的な購入や販売場から携帯して持ち帰ることがおよそ困難である数量の物品の購入である等、当該物品の大きさや用途、販売状況（販売回数、販売数量及び販売金額等）から判断して、事業用や販売用としての購入と見込まれないかどうか。
- ロ 購入される物品の配送先として、国内に所在する個人の住所や法人の事業所等が指定されていないかどうか。
- ハ 提示された旅券等とは別名義のクレジッ

- トカードを用いた決済や別名義のポイントカードの提示が行われていないかどうか。
- ニ 継続的な事前注文による購入であったり、その決済方法が掛け売りや振込みとなっていたりしていないかどうか。
- ホ その他、事業用や販売用として購入されることが明らかであると見込まれる事情がないかどうか。

なお、実際に免税販売の対象となるのは、一般物品（免税対象物品のうち消耗品以外のものをいう。）又は消耗品の区分に応じて、同一の免税購入対象者に対する同一の輸出物品販売場における1日の販売価額（税抜）の合計額が、一般物品（家電、バッグ、衣料品等（消耗品以外のもの））は5千円以上のもの、消耗品（飲食品、医薬品、化粧品その他の消耗品）は5千円以上50万円以下のものである（Q&A問6）。

2 現行制度の趣旨

東京地裁令和2年6月19日判決（税務訴訟資料270号順号13415）⁽¹⁾は、「消費税法は、事業者が国内で行った資産の譲渡等及び特定仕入れを課税の対象とするものであるところ（4条1項）、国境税調整を図る観点から国内における資産の譲渡等のうち輸出取引に該当するものについては免税することとしており（7条1項）、併せて、輸出物品販売場における非居住者に対する免税対象物品の譲渡については、国内における資産の譲渡ではあるものの、当該輸出物品販売場で物品を購入した非居住者が最終的に輸出することを前提とした譲渡であり、その実質は輸出取引と何ら変わることがないことから、このようなものについても輸出取引と同じく免税することとしている（8条1項、消費税法施行令18条1

項）。

このような輸出物品販売場における免税制度の趣旨に鑑みると、消費税法8条1項にいう非居住者に対する譲渡といえるためには、譲渡によって免税対象物品の所有権が非居住者に移転することを要すると解すべきであり、消費税法施行令18条2項等に定める免税販売手続において非居住者による名義貸しが行われ、当該非居住者が実際の購入者でない場合には、免税対象物品の所有権が当該非居住者に移転するとはいえず、消費税法8条1項の非居住者に対する譲渡とはいえないと解するのが相当である。」としている。

また、山口地裁平成25年4月10日判決（税務訴訟資料263号順号12194）⁽²⁾は、「消費税法8条1項は、輸出物品販売場において、非居住者に対し政令で定める物品で輸出するため所定の方法で購入されるものを譲渡する場合、事業者に対し消費税を免除する旨を定め、消費税法施行令18条1項は、上記物品を、『通常生活の用に供する品』と規定するところ、『通常生活の用に供する物品』とは、当該非居住者が通常的生活において用いようとする物品を指すのであって、その者が国外における事業用又は販売用として購入することが明らかな物品は含まれないと解するのが、消費税法7条の定める輸出免税制度のほか輸出物品販売場による免税制度を設けた趣旨に照らし相当である。」としている。

3 現行制度の問題点

現行制度において、上記1のとおり、「通常生活の用に供する物品」に該当しないものはその制度趣旨から免税対象物品から除かれるとする解釈は理解できるものの、小売業を営む事業者が、その販売の都度、その物品が

(1) 東京高裁令和3年9月2日判決（棄却）、最高裁令和4年3月15日決定（棄却、不受理）

(2) 広島高裁平成25年10月17日判決（棄却）、最高裁平成27年3月3日決定（棄却、不受理）

「通常生活の用に供する物品」に該当するかを、上記1の基準に照らし総合的に判断することを強いることは、納税者の事務負担軽減という観点からは、酷な制度であったといえる。

また、免税購入対象者が、その後に転売をした場合には、原則として課税庁が当該転売の事実を把握し、消費税法8条5項の規定に基づき、当該非居住者又は譲受者から消費税額を徴収すべきところ、非居住者が転売目的で購入したものは「通常生活の用に供する物品」に該当しないとして、購入した非居住者等ではなく、輸出物品販売場を営業者が消費税額を追徴されたとする報道事例が散見されている。

確かに、上記2のとおり、輸出物品販売場制度は、免税購入対象者が購入物品を輸出することを前提に、消費税法7条に定める輸出免税制度と同様に取り扱うこととしたものであることからすると、事業者は免税購入対象者が当該購入物品を確実に輸出するものであることを何らかの形で検証する必要はあるものの、具体的な免税対象物品に係る上記1の形式的な金額基準との関係において、当該検証をどこまで事業者にならせるべきかについては議論のあるところである。

したがって、令和7年度税制改正の内容は、以上の問題点を改善するものであり、もっと早く改正されて然るべきものであったと考える。

4 令和7年度税制改正の概要

消費税の外国人旅行者向け免税制度については、不正利用を排除し、免税店が不正の排除のために負担を負うことのない制度とするため、令和6年度税制改正大綱で示された方針を踏まえ、出国時に持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とし、確認後に免税店から外国人旅行者に消費税相当額を

返金するリファンド方式に見直す。その上で、本免税制度を引き続きインバウンド消費の拡大に向けた重要な政策ツールとして活用するため、外国人旅行者の利便性向上や免税店の事務負担軽減の観点から、一般物品と消耗品の区分や消耗品の購入上限額及び特殊包装を廃止するとともに、免税店が販売する際に「通常生活の用に供するもの」であるか否かの判断を不要とする等の措置を講ずるとされた（本大綱15-16頁）。

主な内容は次のとおりである（本大綱77-78頁）。

(1) 免税方式の見直し

- イ 輸出物品販売場を営業者が、免税購入対象者に対して免税対象物品を譲渡した場合であって、その免税購入対象者がその購入した日から90日以内に出港地の税関長による確認を受けたときは、その確認をした旨の情報（以下「税関確認情報」という。）を輸出物品販売場を営業者が事業者において保存することを要件として、その免税対象物品の譲渡について、消費税を免除する（改正消法8①～②，④）。
- ロ 免税購入対象者は、購入した免税対象物品について、出国時に旅券等を提示して税関長の確認を受けるものとし、その確認を受けた免税対象物品を国外に持ち出さなければならないこととする（改正消法8⑤）。
- ハ 税関長は、輸出物品販売場を営業者（承認送信事業者を含む。）に対し、購入記録情報ごとに、国税庁の免税販売管理システムを通じて税関確認情報を提供するものとする（改正消法8③）。

(2) 免税対象物品の範囲の見直し

- イ 消耗品について免税購入対象者の同一店舗1日当たりの購入上限額（50万円）及び特殊包装を廃止するとともに、一般物品と

消耗品の区分を廃止する。

- ロ 免税販売の対象外とされている通常生活の用に供しないものの要件を廃止するとともに、金地金等の不正の目的で購入されるおそれが高い物品については、免税販売の対象外とされる物品として個別に定める仕組みとする。

(3) 免税販売手続の見直し

- イ 船舶観光上陸許可等により上陸する者の免税販売手続においては、上陸許可書及び旅券の提示を求めることとし、輸出物品販売場を経営する事業者は、旅券番号に基づき購入記録情報を提供するものとする。
- ロ 日本国籍を有する免税購入対象者が国内に2年以上住所等を有しないことの証明書類に個人番号カードを追加することとし、現行の証明書類については本籍の地番の記載を不要とする。また、輸出物品販売場を経営する事業者は、証明書類の種類及び国外転出等をした日を購入記録情報として送信することとし、その証明書類の保存を不要とする。
- ハ 100万円（税抜き）以上の免税対象物品については、購入記録情報の送信事項にその免税対象物品を特定するための情報（シリアルナンバー等）を加える。
- ニ 免税購入対象者が輸出物品販売場で運送契約を締結し、かつ、その場で物品を運送事業者へ引き渡す、いわゆる「直送」による免税販売方式については、従来の方式に代えて消費税法7条の輸出免税制度により消費税を免除することができることとする。
- ホ 免税購入対象者が輸出物品販売場で購入した免税対象物品について、その免税購入対象者が別途国外へ配送する、いわゆる「別送」をしたことにより出国時に携帯していない場合に、その免税対象物品の配送等に係る書類により輸出したことを確認する

取扱いを廃止する。

(4) 適用関係

上記の改正は、令和8年11月1日以後に行われる免税対象物品の譲渡等について適用され（改正法附則21）、(3)のホについては、令和7年3月31日をもって廃止される。

なお、国税庁は令和7年4月1日、令和7年度税制改正等に対応する「消費税法基本通達の一部改正について（法令解釈通達）」を公表し、令和8年11月1日より輸出物品販売場制度が「リファンド方式」に移行することに伴う、同方式に関する取扱いを示した。

II 納税環境整備

1 電子取引データに関連する重加算税の加重措置が導入された経緯

令和3年度税制改正により、「取引の相手から受領した書類等については、その取引内容を証する原始記録であり、それに基づき各種の帳簿作成・税務申告が行われる基礎となるものであることから、その確認書類としての現物性が確保されていることの要請は強いものと考えられます。一方で、こうした確認書類が電子的に保存されている場合、すなわち、国税関係書類に係る電磁的記録のスキヤナ保存又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存が行われている場合には、紙によってその書類等を保存する場合と比して、複製・改ざん行為が容易であり、また、その痕跡が残りにくいという特性にも鑑みて、こうした複製・改ざん行為を未然に抑止する観点から、今回の改正においては、これらの電磁的記録に記録された事項に関し、『隠蔽仮装された事実』に基づき生じた申告漏れ等について課される重加算税を加重する措置が講じられました。』⁽³⁾として、申告所得税、法人

税及び消費税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に関し、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき期限後申告等があった場合におけるその記録された事項に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税の割合を10%加重する措置（以下「電磁的記録に係る重加算税の加重措置」という。）が整備された（電子帳簿保存法8⑤）。

2 令和7年度税制改正の内容

(1) 本大綱（101頁）によれば、電磁的記録に係る重加算税の加重措置の対象から、特定電磁的記録⁽⁴⁾であって、その保存が次に掲げる要件を満たしている場合（あらかじめ、その特定電磁的記録について届出書を提出している場合に限る。）におけるその特定電磁的記録を除外することとされた（改正電子帳簿保存法8⑤）が、適用対象を明確化する運用上の対応を行うとされていることから（本大綱102頁）、今後の取扱いについては注視する必要がある。

イ その電子取引の取引情報に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができる特定電子計算機処理システム⁽⁵⁾（訂正又は削除を行うことができないものを含む。）を

使用してその電磁的記録の授受及び保存を行うこと。

ロ その電子取引の取引情報に係る電磁的記録の記録事項（金額に係るものに限る。）を訂正又は削除を行った上で国税関係帳簿に係る電磁的記録等に記録した場合には、その訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができる特定電子計算機処理システム（訂正又は削除を行った上で国税関係帳簿に係る電磁的記録等に記録することができないものを含む。）を使用してその電磁的記録の授受及び保存を行うこと。

ハ その電子取引の取引情報（請求書・納品書等の重要書類に通常記載される事項に限る。）に係る電磁的記録の記録事項とその取引情報に関連する国税関係帳簿に係る電磁的記録等の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。

ニ 上記イ及びロの特定電子計算機処理システムを使用してその電子取引の取引情報に係る電磁的記録の授受及び保存を行ったことを確認することができるようにしておくこと。

この改正は、上記1の経緯のとおり、電子取引の取引情報に係る電磁的記録が、紙によ

(3) 財務省「令和3年度税制改正の解説」983頁。

(4) 「特定電磁的記録」とは、次に掲げる電磁的記録をいう（本大綱102頁）。

1 保存要件に従って保存が行われている電子取引の取引情報に係る電磁的記録

2 災害その他やむを得ない事情により、保存要件に従って電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存をすることができなかったことを証明した場合又は納税地等の所轄税務署長が保存要件に従ってその電磁的記録の保存をすることができなかったことについて相当の理由があると認めた一定の場合に、保存要件にかかわらず保存が行われているその電磁的記録

(5) 「特定電子計算機処理システム」とは、国税庁長官の定める基準に適合する電子計算機処理システムをいい、この「国税庁長官の定める基準」は、次に掲げるいずれかの電磁的記録（特定電磁的記録に限る。）をイ～ニに掲げる要件に従って保存を行うことができる機能を有していることとされている（本大綱102頁）。

1 仕入明細書又は適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録の仕様としてデジタル庁が管理するものに従って提供された電子取引の取引情報に係る電磁的記録

2 金融機関等のいずれかに預金口座又は貯金口座を開設している預金者又は貯金者の委託を受けて、その金融機関等が行うこれらの口座に係る資金を移動させる為替取引の取引情報に係る電磁的記録

ってその書類等を保存する場合と比して、複製・改ざん行為が容易であり、また、その痕跡が残りにくいという特性があることから、この複製・改ざん行為を未然に抑止するためのものであるとされていたところ、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができる特定電子計算機処理システムを使用している場合には、紙によってその

書類等を保存する場合と比して大きな差異はないことから、電磁的記録に係る重加算税の加重措置の対象から除いたものであると考えられる。

(2) 適用関係

上記の改正は令和9年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用される（改正法附則61）。

法人課税

中村慈美◎税理士

令和7年度税制改正における法人税関係では、成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し、地域経済に好循環を生み出すための中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の拡充のほか、納税環境の整備、租税特別措置の見直し等の所要の措置が講じられている⁽¹⁾。そこで、本稿では、これらの点に留意しながら、主要な改正項目の概要について解説する。

I 中小企業・地域の活性化

(1) 中小企業者等の法人税率の特例

次の見直しが行われた上、適用期限が2年延長されている（新措置法⁽²⁾42条の3の2第1項）。

- ①所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率を17%（現行：15%）に引上げ。
- ②適用対象法人の範囲から通算法人の除外。

与党の令和7年度税制改正大綱⁽³⁾によると、「賃上げや物価高への対応に直面している中小企業の状況を踏まえ、適用期限を2年延長するが、極めて所得が高い中小企業等については一定の見直しを行うとともに、特例税率が設けられた経緯等を踏まえ、次の適用期限の到来時に改めて検討する。」とされており、今回の改正で、所得の金額が年10億円以下の事業年度については、引き続き所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率は15%のままとし、通算法人についてはこの軽減税率の特例の対象外としている。

なお、適用除外事業者⁽⁴⁾の基準については変更されていない。

(2) 中小企業投資促進税制（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度）

関係法令の改正を前提に、みなし大企業の判定における大規模法人の有する株式又は出資から、その判定対象である法人が農地法に規定する農地所有適格法人である場合で、か

(1) 令和7年2月4日付国会提出の「所得税法等の一部を改正する法律案」の関係資料「法律要綱」。

(2) 令和7年度改正後の租税特別措置法（以下同じ）。

(3) 令和6年12月20日付与党「令和7年度税制改正大綱」8頁。

(4) 事業年度の開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得の金額の年平均額が15億円を超える法人（新措置法42条の4第19項8号）。

つ、一定の承認会社⁽⁵⁾がその農地所有適格法人の発行済株式等の50%を超える数等の株式等を有する場合におけるその株式等が除外された上、適用期限が2年延長されている(新措置法42条の6第1項)。

今回の改正では、みなし大企業の判定において、その判定対象が農地所有適格法人である場合で、かつ、アグリビジネス投資育成株式会社が過半出資する場合を除外することとされている。次の「中小企業経営強化税制」においても同様の措置が講じられている。

(3) 中小企業経営強化税制(中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度)

関係法令の改正を前提に、特定経営力向上設備等について、次の見直しが行われた上、適用期限が2年延長されている(新措置法42条の12の4)。

イ A類型(生産性向上設備)の指標の見直し

経営力の向上の指標について、単位時間当たり生産量、歩留まり率又は投入コスト削減率のいずれかにより評価することとされている。

ロ B類型(収益力強化設備)の拡充等

投資利益率を7%(現行:5%)に引き上げるとともに、新たに売上高100億円超を目指す中小企業へのインセンティブ措置として、売上高100億円超を目指す投資計画があり、売上向上のための施策及び設備投資時期を示した行程表(ロードマップ)を作成していることなど、経済産業大臣が定める要件(経営規模拡大要件)を満たすものである場合、その計画に基づいて行う設備投資の対象資産に建物を追加し、建物及び付属設備

(1,000万円以上のもの)について、次の特別償却又は特別税額控除が認められている。

① 給与増加割合が2.5%以上の場合 15%の特別償却又は1%の特別税額控除

② 給与増加割合が5%以上の場合 25%の特別償却又は2%の特別税額控除

ハ C類型(デジタル化設備)の廃止

今回の改正では、成長力の高い「売上高100億円超を目指す中小企業向け措置」として、既存のB類型を拡充して新たに建物が対象設備に加わっている。なお、D類型(経営資源集約化設備)についての改正はされていない。

ところで、中小企業等経営強化法の認定を受けた同法に規定する特定事業者等に該当する者のうち、その認定に係る同法に規定する経営力向上計画又は安定取引関係確立事業活動計画に記載されている設備については、「中小企業投資促進税制」及び「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」の適用は受けられないこととされている(新措置法42条の6第1項、67条の5第1項)。

(4) 中小企業防災・減災投資促進税制(特定事業継続力強化設備等の特別償却制度)

対象資産から感染症の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する減価償却資産(サーモグラフィ装置)が除外された上、その適用期限が2年延長されている(新措置法44条の2第1項)。

今回の改正において対象資産から除外されたサーモグラフィ装置は、令和3年度改正において長期化するコロナウイルス感染症への備えとして対象資産とされたもの⁽⁶⁾であり、同感染症の収束から除外されたものと思われる

(5) 農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法に規定する承認会社のうち地方公共団体等がその総株主の議決権の過半数を有しているもの。

る。

(5) 地域未来投資促進税制（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度）

次の見直し等が行われた上、適用期限が3年延長されている（新措置法42条の11の2第1項）。

- ①機械装置及び器具備品の特別償却率を40%又は特別税額控除率を4%とする通常枠について、特別償却率が35%（現行：40%）に引き下げられている。なお、この通常枠の対象となる事業類型からサプライチェーンの強靱化に資する類型が除外されている。
- ②機械装置及び器具備品の特別償却率を50%又は特別税額控除率を5%に引き上げる措置（高成長投資枠）について、その承認地域経済牽引事業者のその承認地域経済牽引事業が、指定業種に該当すること又は指定業種に該当する事業を行う事業者と直接の取引関係を有する一定の事業に該当すること等の要件を満たす場合が加えられている。
- ③地域経済牽引事業施設等（承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備）に係る投資規模要件が、1億円以上（現行：2,000万円以上）に引き上げる。

本制度の対象となる承認地域経済牽引事業については、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る（地域未来投資促進法⁽⁷⁾25条）

こととされているが、今回の改正では主務大臣の確認対象となる事業類型からサプライチェーン類型（地域における強靱な産業基盤の整備に特に資すると見込まれること）が除外されている（告示）。

(6) 高度な資源循環投資促進税制の創設（再資源化事業等高度化設備の特別償却制度）

青色申告法人で「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」に規定する高度再資源化事業計画又は高度分離・回収事業計画の認定を受けたものが、同法の施行の日から令和10年3月31日までの間に、再資源化事業等高度化設備の取得等をして、その法人の指定事業の用に供した場合には、その取得価額の35%相当額の特別償却ができる制度が創設されている（新措置法44条の6）。

環境省の改正要望⁽⁸⁾によると、高度の再資源化事業を実施することとなる者の多くが中小企業である廃棄物処理事業者等としている。この点からも中小企業向け制度とも言えよう。

(7) 地域創生応援税制（企業版ふるさと納税制度：認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の特別税額控除制度）

関係法令等が改正され、寄附活用事業を実施した認定地方公共団体が、寄附活用事業の完了の時及び各会計年度終了の時に、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出しなければならないこととするなど、次の措置が講じられるこ

(6) 令和2年12月10日付与党「令和3年度税制改正大綱」13頁。

(7) 地域経済索引事業の促進による地域経済の成長発展の基盤強化に関する法律。

(8) 令和7年度環境省税制改正要望の概要。

<https://www.env.go.jp/content/000275809.pdf>

とを前提に、その適用期限が3年延長されている（新措置法42条の12の2第1項）。

- ①認定地方公共団体における確認書面の提出義務
- ②寄附法人名の国への報告及び公表
- ③寄附活用事業の発注者の公表
- ④地域再生計画の認定取消しを受けた場合の再申請に係る欠格期間

与党の「令和7年度税制改正大綱」⁽⁹⁾によると、今回の改正は、地域再生計画の認定が取り消される不適切事案も発生していることを踏まえ、寄附活用事業に係る執行上のチェック機能の強化や活用状況の透明化等の制度の健全な発展に向けて必要な見直しがされ、その効果検証を行うため、延長期間を3年にしたとしている。

Ⅱ 円滑・適正な納税のための環境整備

非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等制度

調整勘定の算定方法等について、次の見直しがされている（新措置法62条の8第1項、12項）。

- ①一定の資産評定により移転を受ける資産及び負債の価値が等しくなる場合等においてその対価がないときの調整勘定の算定方法についての明確化。
- ②いわゆる対価省略型の非適格合併等が行われた場合において移転を受ける資産等が資産超過であり、かつ、一定の資産評定を行っていないとき等における処理の方法についての適正化。

今回の改正では、支払対価が時価純資産価額を超えていない等価による無対価の場合（上記①）、法令上、資産調整勘定の金額を算定できるかが不明確であることから、あえて対価を1円支払うという意図しない取引が行われ、株主が同じであることからの無対価（対価の交付の省略）の場合（上記②）、本来は資本金等の額で調整すべきであるところが、差額負債調整勘定の金額が計算されることになっていたため、上記①については、等価による無対価の場合でも資産調整勘定の金額が生じることを明確化し、上記②については、資本金等の額の増加とするほか、差額負債調整勘定等の生じる場面が明確化されている。

Ⅲ その他

(1) リース会計基準の変更に伴う措置

令和6年9月に公表された新リース会計基準⁽¹⁰⁾では、借手においてリースがファイナンス・リース（税務上のリース取引）であるかオペレーティング・リース（その他のリース取引）であるかにかかわらず、すべてのリースを使用権の取得と捉え使用資産を貸借対照表に計上するとともに、減価償却費を計上等することになり、貸手においては対価の受領時にその受取額で収益を計上することが認められなくなっている。この会計基準は令和9年4月1日以後開始事業年度等の期首から適用が開始される⁽¹¹⁾が、先行適用が可能⁽¹²⁾であることから、次の整備が行われている。

(9) 令和6年12月20日付「令和7年度税制改正大綱」9頁。

(10) 企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」2024年9月13日企業会計基準委員会。

(11) 企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」58項。

イ 賃借人の処理

(イ) 賃貸借取引に係る費用

法人が資産の賃貸借でリース取引以外のもの（賃貸借取引）により、その賃貸借取引の目的となる資産の賃借を行った場合において、その賃貸借取引に係る契約をした事業年度以後の各事業年度においてその契約に基づきその法人が支払うこととされている金額⁽¹³⁾があるときは、その金額のうちその各事業年度において債務の確定した部分の金額は、損金の額に算入することとされている（新法人税法⁽¹⁴⁾53条）。

(ロ) 所有権移転外リース取引に係るリース資産の減価償却の計上方法

令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産の減価償却について、リース期間定額法の計算において取得価額に含まれている残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点に1円（備忘価額）まで償却できるとされ、令和9年3月31日までに締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産（その取得価額に残価保証額が含まれているものに限る。）については、令和7年4月1日以後に開始する事業年度の償却方法につき改正後のリース期間定額法により償却できるとする経過措置が講じられている（改正政令附則7条）。

ロ 賃借人の特例

リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例（法人税法⁽¹⁵⁾63条）が廃止されている。

なお、令和7年4月1日前にリース譲渡を行った法人の令和9年3月31日以前に開始する事業年度において行ったリース譲渡については、延払基準の方法（同日後に開始する事業年度にあつては、リース譲渡に係る利息相当額のみを同日後に開始する各事業年度の収益の額とする方法に限る。）により収益の額及び費用の額を計算することができることとされるとともに、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度において延払基準の適用をやめた場合の未計上の収益額及び費用額をそれぞれ60で除し、その事業年度の月数を乗じた金額で収益及び費用を計上する等の経過措置が講じられている（令和7年度改正法附則17条2項、3項、4項）。

今回の改正では、賃借人について、賃貸料（リース料）を債務確定基準で処理するという、法人税法上、当然の処理を確認したに過ぎないが、法人税法22条4項の公正処理基準との関係で新たに「第七目の二 賃貸借取引に係る費用」を立て53条が新設されている。なお、賃借人は税会不一致となることから、申告調整が生じることになる。

賃貸人については、税会一致となるが、既契約分については一定期間、従前の取扱いが認められている。なお、新リース会計基準を導入する場合、すなわち、延払基準の適用をやめた場合に生じる一時的な課税負担を軽減する繰延措置が講じられている。

(12) 令和7年4月1日以後開始する事業年度等から適用可能（企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」58項ただし書き）。

(13) その資産に賃借のために要する費用の額又はその資産を事業の用に供するために直接要する費用の額を含むものとし、その事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額、固定資産の取得に要した金額とされるべき費用の額及び繰延資産となる費用の額を除く。

(14) 令和7年度改正後の法人税法。

(15) 令和7年度改正前の法人税法。

(2) 廃止措置

次の制度が適用期限の到来をもって廃止された。

- ① 5G 導入促進税制（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度（措置法⁽¹⁶⁾42条の12の6））
- ② デジタルトランスフォーメーション投資促進税制（情報技術事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度（措置法42条の12の7第1項、2項、4項、5項））

今回の廃止について経済産業省⁽¹⁷⁾は、「5G 導入促進税制は、信頼性等のある5G 基地局の導入促進に一定の役割を果たしたため、適用期限をもって廃止とする。」「DX 投資促進税制は、先進的なDX 事例の普及に一定の役割を果たした。企業・経営者の意識改革やデジタル人材育成を通じて更なるDX 推進を進めることから、本税制は適用期限をもって廃止とする。」とその理由を述べている。なお、両制度の令和3年度から令和5年度までの適用実績は僅かであった⁽¹⁸⁾。

(16) 令和7年度改正前の租税特別措置法（以下同じ。）。

(17) 「令和7年度（2025年度）経済産業関係税制改正について」令和6年12月経済産業省。

(18) 令和5年度適用実態調査「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（令和7年2月国会提出）。

国際課税

吉村政穂◎ 一橋大学大学院法学研究科教授

I 国際課税に関する改正の方向性

ここ数年、日本は、国際課税改革に関する国際合意⁽¹⁾に基づいて、いわゆるグローバル・ミニマム課税の国内実施に取り組んできた。OECD および G20 を中心に進められた国際課税改革は、課税権の再配分に焦点を当てる第1の柱と、多国籍企業に最低税率の課税を確保し、租税競争に底を設ける第2の柱を軸として、従来の課税ルールを見直すことを目指していた。

第2の柱の中心的な要素であるグローバル・ミニマム課税は、7億5,000万ユーロ以上の売上高を有する多国籍企業グループを対象とし、ルール導入国が上乗せ（トップアップ）課税を実施することによって、その多国籍企業グループの国別実効税率を最低税率15%まで引き上げる仕組みである。目論見どおり機能すれば、いわゆるタックスヘイブンに設立した子会社が享受する非課税・軽課税

の効果を打ち消すことになる。

グローバル・ミニマム課税には、多国籍企業グループの最終親会社所在地国によって上乗せ課税を実施する所得合算ルール（IIR）と子会社所在地国による軽課税所得ルール（UTPR）が用意されている。国際的に合意されたスケジュールによれば、IIRは2024年1月から適用を開始するとされる一方、UTPRについては、最低税率課税に対応する各国の立法等に要する時間を考慮し、2025年より前には適用がないと予定された。

日本では、令和5年度税制改正によって、IIRに対応する「国際最低課税額に対する法人税」（法人税法（以下「法」という）第2編第2章）および「特定基準法人税額に対する地方法人税」（地方法人税法第3章）がすでに導入されていたところ⁽²⁾、令和7年度税制改正において、UTPRに対応する「国際最低課税残余額に対する法人税」が創設されることになった。また、グローバル・ミニマム課税との関係で、各国が国内に帰属する最低課税額に相当する税収を確保（防御）する国内ミニマム課税（QDMTT）が認められ

(1) ジュリスト1567号（2022年）特集「国際課税の歴史的な合意——デジタル課税と最低税率をめぐって」所収の論文を参照。

(2) さしあたり吉村政穂「法人課税・国際課税（特集・令和5年度税制改正の評価と検討）」税研229号66頁（2023年）、吉村政穂「国際合意を踏まえたミニマム課税の法制化」ジュリスト1588号58頁（2023年）参照。

ているが、他国のUTPR適用に備え、わが国もQDMTTに対応する「国内最低課税額に対する法人税」を創設している⁽³⁾。いずれも、令和8年4月1日以後に開始する対象会計年度から適用される。

こうしてグローバル・ミニマム課税の国内実施が進む一方、これに対応する適用対象企業の事務負担は大きく増加する。この点を踏まえ、グローバル・ミニマム課税と類似性を有する外国子会社合算税制について、「可能な範囲で見直しを行う」⁽⁴⁾ことが定められていた。そのため、UTPRおよびQDMTTに対応したルールが整備された令和7年度税制改正においても、引き続き外国子会社合算税制の見直しが行われた。

国内実施が進む第2の柱に対して、第1の柱については、当初表明されたスケジュールどおりには策定作業が進んでいない面がある。第1の柱には、全世界収入が200億ユーロ超、かつ利益率が10%超のグローバル企業グループを対象として、収入の10%を超える残余利益の25%を市場国に再配分する枠組み（利益A）と、移転価格税制の適用の簡素化・合理化を目的として、一定の国外関連取引について、予め定められた価格決定マトリックスに基づいて利益率を適用する手法（利益B）の提案が含まれている。このうち、利

益Aの実施に不可欠な多数国間条約は、数次の延期を経ても最終化のコンセンサスを得るに至らず、なお合意の目処が立っていない。

その一方で、利益Bについては、一定の成果を得て2024年2月には報告書⁽⁵⁾が公表され、OECD移転価格ガイドラインに追加されている。この進展を受けて、与党税制改正大綱において、利益Bの手法については、「今後、国際的な議論及び各国の動向を踏まえて対応を検討することとし、当面は実施しない」というわが国の立場が明らかにされた⁽⁶⁾。

本稿では、グローバル・ミニマム課税の国内実施である①国際最低課税残余額に対する法人税および②国内最低課税額に対する法人税（あわせて国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税）を主に取り上げることとし（Ⅱ）、関連して外国子会社合算税制の見直しを確認していく（Ⅲ）。その上で、国際課税に関する改正の評価と今後の展望を述べる（Ⅳ）。

Ⅱ グローバル・ミニマム課税の国内法制化

1 グローバル・ミニマム課税の適用関係 グローバル・ミニマム課税は、7億5,000

(3) この改正にあわせ、特定基準法人税額に対する地方法人税は、「国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税」に改められている。

(4) 自由民主党＝公明党「令和5年度税制改正大綱」8頁（2022年）。

(5) OECD, *Pillar One - Amount B: Inclusive Framework on BEPS*, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project (2024).

(6) 自由民主党＝公明党「令和7年度税制改正大綱」15頁（2024年）。なお、「他国が本簡素化・合理化を実施する場合については、現行法令及び租税条約の下、国際合意に沿って対応する」と続く。仮に他国が本簡素化・合理化を実施している場合であっても、実施していない日本において本簡素化・合理化に依拠することはできない。OECD, *supra* note 5, par. 8.

なお、一定の低・中所得の対象法域（covered jurisdictions）によって本簡素化・合理化が適用される場合、そのアプローチの下で決定された結果を尊重することを約束し、また、二国間租税条約の下で二重課税を緩和するためのあらゆる合理的な措置を講じることに、包括的枠組み（IF）のメンバーは政治的にコミットしている。

万ユーロ以上の売上高を有する多国籍企業グループ（特定多国籍企業グループ等。法82条4号）を対象としている。特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等について、その国別実効税率を計算した上で、ある国の国別実効税率が基準税率15%を下回る場合には、その差分（トップアップ税率）をその国における超過利益⁽⁷⁾に乗じて国別国際最低課税額を計算し、これを合計したグループ国際最低課税額を関係国の上乗せ課税によって徴収することを通じて、多国籍企業グループに15%までの税負担を強いる仕組みである。前述（I）のとおり、IIRが多国籍企業グループの最終親会社所在地国を起点とする上乗せ課税のルールであるのに対して、UTPRは、子会社所在地国を起点として、多国籍企業グループに対する上乗せ課税を分割するルールであり、IIRが第1次ルール、UTPRが第2次ルール（バックアップ）として位置付けられている。

さらに、各構成会社等の所在地国において、自国内の（特定多国籍企業グループに属する）構成会社等に対する上乗せ課税の税収を確保するためにQDMTT（自国内最低課税額に係る税。法82条33号）が導入されることが想定されている。ある国でQDMTTが導入されている場合には、その国に所在する構成会社等に係るグループ国際最低課税額を計算するに当たって、QDMTT額が控除され（法82条の3第2項）、上乗せ課税が無効化されることになる。そのため、QDMTT導入国は、自国に所在する構成会社等に係る上乗せ課税を先取りし、自国に対応するグローバル・ミニマム課税の税収を他国のIIRまたはUTPRから防御することができる。

2 国際最低課税残余額に対する法人税

令和7年度税制改正において導入された国際最低課税残余額に対する法人税は、①特定多国籍企業グループに観念されるトップアップ税額の合計額（グループ国際最低課税額）から、②第1次ルールであるIIRによって課税される額を控除した残額（グループ国際最低課税残余額）を課税標準算定の出発点としている（それゆえに、「残余額」に対する法人税と称される）。そして、③国際的に合意された算式に基づいてわが国に帰属する額（国内グループ国際最低課税残余額）を計算した上で、④特定多国籍企業グループに属する内国法人に按分して課税標準（国際最低課税残余額）を導出し、これに対して課税することで、UTPRが持つバックアップ機能を果たすことになっている。なお、グローバル・ミニマム課税の国内法制化に当たっては、トップアップ課税に相当する税額を課税標準とした上で、法人税法および地方法人税法における税率が設定されているが、これは国（法人税）と地方（地方法人税）に税収を分割するという技術的な理由に起因するものである。

それぞれの計算の概要は次のとおりである。

- ①グループ国際最低課税額は、構成会社等に係るグループ国際最低課税額と共同支配会社等に係るグループ国際最低課税額とを各々計算し、両者を合計した金額により構成される（法82条の3第2項）。グループ国際最低課税額を計算するに当たっては、構成会社等または共同支配会社等を基本単位として⁽⁸⁾、その対象租税および個別計算所得・損失金額を基礎としている。構成会社等に係るグループ国際最低課税額は、多国籍企業グループ等に属する構成会社等

(7) 国別グループ純所得の金額から実体を反映した一定額（給与その他の費用の額の5%相当額と有形固定資産の帳簿価額の5%相当額の合計額）を控除した残額として計算される（法82条の3第2項1号イ）。

について生じる国別国際最低課税額を合計することで計算される（本稿では、紙幅の都合上、共同支配会社等に係るグループ国際最低課税額の計算については言及しない）。

- ②グループ国際最低課税残余额は、前述のとおり、グループ国際最低課税額から国際最低課税額等、すなわち、わが国の国際最低課税額および外国におけるこれに相当するものを控除した残額と規定されている（法82条の11第2項）。
- ③国内グループ国際最低課税残余额は、特定多国籍企業グループのグループ国際最低課税残余额のうち、わが国に帰属するものとして、当該多国籍企業グループ等全体の従業員等の数および有形資産の額に対して国内グループのそれらが占める割合として計算される（法82条の11第2項）。
- ④国内グループを構成する内国法人ごとの国際最低課税残余额は、グループ国際最低課税残余额を日本に所在する構成会社等の従業員等の数および有形資産の額に応じて各

内国法人に按分することによって計算され、これが課税標準とされている（法82条の11第1項）。

税率は、法人税については、課税標準である各対象会計年度の国際最低課税残余额に90.7%の税率を乗じて計算した金額とされ（法82条の13・145条の4）、地方法人税⁽⁹⁾については、この法人税額に907分の93を乗じて計算される（地方法人税法24条の3）。国際最低課税額におけると同様、トップアップ課税である国際最低課税残余额に相当する税額を法人税と地方法人税とで907対93に分割しているのである⁽¹⁰⁾。

なお、この税が課されるのは、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人に限られず、たとえ外国法人であっても、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等であって、特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等を日本国内に有するものも含まれている（法145条の2第1項）⁽¹¹⁾。

- (8) 構成会社等とは、企業グループ等に属する会社等およびその恒久的施設等を指す（法82条13号）のに対し、共同支配会社等は、最終親会社等の連結等財務諸表において持分法が適用される会社等で、当該最終親会社等所有持分に係る権利に基づき受けることができる金額の割合が50/100以上であるもの、当該会社等の連結等債務諸表に連結される会社等およびこれらの恒久的施設等を指すものと定義されている（法82条15号）。国別ETRを計算するという構造上、外国において活動する事業単位である恒久的施設等については、会社等と区別して、独立の構成会社等または共同支配会社等として取り扱われる。
- (9) 特定基準法人税額に対する地方法人税について、その課税の対象に特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である法人の各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税の額を加え（地方法人税法6条2項2号）、あわせて、その名称が国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税に改められている。
- (10) 「外国に所在する法人等が稼得する所得を基に課税する仕組みであり、課税対象と地方公共団体の行政サービスとの応答性が観念できないため、地方税である法人住民税・法人事業税（略）の課税は行わないこととし、現行の税率を基に法人税による税額と地方法人税による税額が907：93の比率となるよう制度を措置する」と整理されている（自由民主党＝公明党・前掲注（4）8頁）。また、総務省「地方法人課税に関する検討会・中間整理（令和4年11月）」（2022年）も参照。
- (11) わが国が締結した租税条約の相手国居住者の恒久的施設に帰属する所得を超えて課税することになるため、租税条約との関係が問題となり得る（グラクソ事件最高裁判決最判平成21年10月29日民集63巻8号1881頁参照）。増田貴都「グローバル・ミニマム課税の軽課税所得ルール（UTPR）と租税条約」89頁（2024年）〔第19回「税に関する論文」入選論文集〕。

3 国内最低課税額に対する法人税

2025年から適用開始となる UTPR 導入国が現れることを踏まえると、日本の法人税率は高く、最低税率15%を下回る可能性は限られているとはいえ、前述（Ⅱ.1）のとおり、国内に所在する構成会社等に係る最低課税額に相当する税収を確保・防御する手立てを講じることが望ましい⁽¹²⁾。また、恒久的な QDMTT セーフハーバーが国際ルールに追加されたことから⁽¹³⁾、QDMTT 導入国については、多国籍企業グループは1回の QDMTT 計算を行うことでグローバル・ミニマム課税（IIR または UTPR）との関係を完結させる選択が可能となり、企業にとっても事務負担の軽減をもたらすことになる。

国内最低課税額に対する法人税は、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人または特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等である内国法人に対して課される。前者に対する国内最低課税額に対する法人税の課税標準を構成会社等に係る国内最低課税額、後者に対するその課税標準を共同支配会社等に係る国内最低課税額という（法82条の19第1項）。

特定多国籍企業グループ等に係る国内実効

税率が基準税率15%を下回った場合には、日本を所在地国とする構成会社等に課される国内最低課税額の合計額（当期グループ国内最低課税額）に、その内国法人がその当期グループ国内最低課税額が算出されることとなった寄与の程度を勘案して計算される割合を乗じて計算した額が構成会社等に係る国内最低課税額として規定されている（法82条の19第2項1号）⁽¹⁴⁾。また、当期グループ国内最低課税額は、他のミニマム課税と同様、国内グループ純所得の金額からわが国に係る実質ベースの所得除外額を控除した残額に、基準税率から国内実効税率を控除した割合（トップアップ税率）を乗じて計算した金額とされている（法82条の19第2項1号イ）。

なお、国際最低課税残余額に対する法人税と同様、外国法人であっても、特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等を日本国内に有するものにも納税義務が課されている（法145条の6第1項）。

税率は、法人税については、課税標準である各対象会計年度の国内最低課税額に75.3%の税率を乗じて計算した金額とされ（法82条の21・145条の8）、地方法人税⁽¹⁵⁾については、この法人税額に753分の247の税率を乗じ

(12) ただし、国際合意後の交渉を反映し、法定税率が20%以上の最終親会社所在国については、2025年12月31日以前に開始し2026年12月31日前に終了する各対象会計年度（1年以内の年度に限る）の UTPR トップアップ課税の額をゼロとみなす経過的 UTPR セーフハーバーが導入されている。OECD, *Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy - Administrative Guidance on the Global Anti-Base Erosion Model Rules (Pillar Two)* pp. 89-90 (July 2023). そのため、（このセーフハーバーが他国で実施されている限りにおいて）2026年1月1日以降に開始する各事業年度までは、日本に最終親会社が所在する特定多国籍企業グループに他国の UTPR が適用され、日本国内の構成会社等に生じるトップアップ税額に課税がなされることはない。

(13) OECD, *supra* note 12, at pp. 77-88 (July 2023).

(14) 過去対象会計年度の対象租税の額が減少した場合など、過去対象会計年度の当期グループ国内最低課税額につき再計算を行うことがある場合の取扱いについては、本稿では割愛する。

(15) 特定基準法人税額に対する地方法人税について、その課税の対象に特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である法人の各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の額を加え（地方法人税法6条2項2号）、あわせて、その名称が国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税に改められている。

て計算される（地方法人税法24条の10）。国内最低課税額に相当する税額は法人税と地方法人税とで753対247に分割され、国際最低課税額・国際最低課税残余额に対する課税と比べ、地方への配分が大きくなっている⁽¹⁶⁾。

Ⅲ 外国子会社合算税制の見直し

外国子会社合算税制においては、外国関係会社に課税対象金額が発生した場合に、それに相当する金額が内国法人の収益の額とみなされ、当該内国法人の所得の金額の計算上、益金の額に算入される。合算のタイミングは、外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日を含むその内国法人の各事業年度と規定されていた（旧措法66条の6第1項）。しかしながら、例えば外国子会社が12月決算で、内国法人が3月決算会社の場合には、当該外国子会社の各事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日を含む（その内国法人の）事業年度の益金の額に算入することが求められ、外国関係会社の現地での申告が完了していない状況を前提に合算することが強いられる状況も生じていた。

令和7年度税制改正では、グローバル・ミ

ニマム課税導入により対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえた見直しとして、合算のタイミングが外国関係会社の各事業年度終了の日の翌日から4月を経過する日に改正された。この結果として、上掲の例であれば、外国子会社の令和7年12月期の課税対象金額は、内国法人の令和8年3月期ではなく、令和9年3月期に合算されることになる⁽¹⁷⁾。この改正により、外国子会社合算税制適用の前提となる外国関係会社の納税状況を十分に確認し、内国法人の申告・納税に反映させる時間を確保できるようになることが期待される。

また、外国子会社の所在地国における税務申告で求められていない情報についても、日本の外国子会社合算税制のために収集し、書類を作成する必要があるとの指摘を受け、諸外国では作成が義務付けられていないケースの多い①株主資本等変動計算書および損益金の処分に関する計算書並びに②貸借対照表および損益計算書に係る勘定科目内訳明細書を、申告書に添付または保存することとされている外国関係会社に関する書類の範囲から除外することとなった⁽¹⁸⁾。

(16) 「QDMTTは、内国法人等が稼得する所得を基に課税する仕組みであり、応益性が観念できること等を踏まえ、国・地方の法人課税の税率（法人実効税率29.74%の内訳）の比率を前提とした仕組みとする。簡素な制度とする観点から、QDMTTにおける法人住民税・法人事業税相当分については、地方法人税に含めて国で一括して課税・徴収することとし、地方交付税により地方に配分する」と整理されている（自由民主党＝公明党・前掲注（4）8頁）。

(17) 外国関係会社の令和7年2月1日以後に終了する事業年度（例えば令和7年12月期）に係る適用対象金額について、令和7年4月1日以後に開始する内国法人の事業年度の合算について適用する（附則50条1項）。また、外国関係会社の令和6年12月1日から令和7年1月31日までの間に終了する事業年度（当該事業年度終了の日の翌日から4月を経過する日を含む内国法人の事業年度が同年4月1日以後に開始するものである場合に限り）については、同日前に開始した当該内国法人の事業年度に係る適用対象金額についても、令和7年度税制改正を反映した租税特別措置法66条の6の規定を適用することができる（附則50条2項）。上掲の例の場合、外国子会社の令和6年12月期の課税対象金額を、内国法人の令和7年3月期ではなく、令和8年3月期に合算することも選択可能となっている。

(18) 経済産業省「令和7年度（2025年度）経済産業関係税制改正について」21頁（2024年）。

IV 評価と展望

令和7年度税制改正によって、わが国におけるグローバル・ミニマム課税の国内法制化は一応の完成を見た。この進捗を受け、令和7年度与党税制改正大綱においては、「令和8年度以降の税制改正においては、『第2の柱』の実施等に伴う環境の変化を踏まえつつ、国際的な経済活動により生じる課税上の問題に適正に対処する観点等から必要な検討を行う」⁽¹⁹⁾方針が明らかにされている。各国の実施の動向や、租税競争に与える影響などを考慮しながら、外国子会社合算税制の見直し等が検討されるものと思われる。

もっとも、グローバル・ミニマム課税の国際的実施に関しては、特にUTPRに対する

米国トランプ政権の強い反発⁽²⁰⁾から、将来のあり方に不確実性が増している。経過的UTPRセーフハーバーの延長・恒久化といった一時的妥協を含め、これからの展開には予断を許さない⁽²¹⁾。

本稿で触れた税制改正のほか、与党税制改正大綱においては、「経済活動のグローバル化やデジタル化による国境を越えたビジネスや人の往来の一層の拡大等も踏まえて、非居住者の給与課税のあり方について、今後とも検討を行っていく」⁽²²⁾ことが言及されている。デジタル化によって国境を越えたビジネス展開が容易になり、また人の往来が活発になる中、国際的な課税権の範囲（恒久的施設の認定）や給与所得に対して累進課税を及ぼす人的範囲についても再検討が迫られているように思われる。これから議論が深められていくだろう。

(19) 自由民主党＝公明党・前掲注（6）15頁。

(20) President Donald J. Trump, Presidential Memorandum on the Organization for Economic Co-operation and Development (OECD) Global Tax Deal (Global Tax Deal), 90 Fed. Reg. 8483 (Jan. 30, 2025).

(21) バスカル・サンタマン氏インタビュー「トランプ第2次政権の国際課税改革への影響と今後の展望」T & A Master 1068号（2025年3月31日）。

(22) 自由民主党＝公明党・前掲注（6）15頁。